

## 平成31年第1回 飯塚市議会会議録第4号

平成31年3月5日（火曜日） 午前10時00分開議

### ○議事日程

日程第8日 3月5日（火曜日）

### 第1 一般質問

### ○会議に付した事件

議事日程のとおり

### ○議長（藤浦誠一）

これより本会議を開きます。昨日に引き続き、一般質問を行います。6番 奥山亮一議員に発言を許します。6番 奥山亮一議員。

### ○6番（奥山亮一）

公明党の奥山亮一でございます。通告に従いまして質問させていただきますので、よろしくお願いたします。今回の質問は、4年前の平成27年6月に私が初めて一般質問を行ったときと同じコミュニティバスと買い物弱者についてですが、今回は総括と言いますか、この4年間でどのような対策を行い、市民の皆さんがどのくらい便利に利用できるようになったか伺いたいと思えます。質問に入る前に、コミバスをよく利用される方、それから買い物弱者と言われる方がどのような年齢になってきたかということをお話しさせていただきたいと思えます。本市の高齢化が4年前と比べてどうなったか、お話しさせていただきます。平成27年1月1日時点では人口が13万18人で、65歳以上の方が3万6625人で、高齢化率が28.1%でしたが、平成31年1月末時点の人口は12万8906人で約1100人が減っておりますが、65歳以上の方は約3200人ふえて3万9806人で、高齢化率が30.9%になっております。ちなみに近隣市の高齢化率は嘉麻市が37.0%、田川市が33.3%、直方市が32.2%で、本市においてもさらに高齢化率が進んでまいりますので、3年、5年、10年先を見越して、今から十分な対策を講じていただきたいというふうに思えます。

それでは質問させていただきます。近年、運転免許証を自主返納される高齢者が事故等の報道等でふえております。昨年も、福岡県ですが約8千人余りの方が自主返納をされております。そのような高齢者は、外出時の移動手段として、基本的に公共交通機関に頼らざるを得ないわけですが、現在の公共交通網が将来にわたって存続していくことが、安心して暮らせる社会づくりの鍵になると考えられます。民間公共交通機関はもちろんのことですが、それを補完するコミュニティ交通に対する住民のニーズも一層高まってくるものと思えます。そこで、本市のコミュニティバスについてお尋ねします。路線や利用者数の現状はどのようになっておるのか、お尋ねします。

### ○議長（藤浦誠一）

市民協働部長。

### ○市民協働部長（森口幹男）

本市のコミュニティバスにつきましては、昨年度までは3路線でございましたけれども、それ

を再編いたしまして、平成30年度、今年度からは高田・鎮西線、颯田・飯塚線、庄内・飯塚線、筑穂・飯塚線の4路線で運行いたしております。利用者でございますけれども、昨日も答弁させていただきましたが、平成30年4月から平成31年1月までの10カ月間におけますコミュニティバスの利用者数は2万3483人で、昨年度と同じ期間の利用者数1万9522人に比べまして、3961人の増となっております。

1日当たりの利用者数でございますが、同じく今年度1月までで116.3人、昨年度の96.6人に比べまして約20人の増、伸び率にしまして20.3%の増となっております。比較に当たりましては、昨年度は3路線、今年度は先ほども言いますように、4路線ではございますけれども、大幅に新規のルートを設けたわけではございませんで、基本的には昨年度までの路線の再編により運行をいたしておりますので、従来よりも多くの方に利用していただいているというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

今、従来よりも多くの方の利用というふうに言われましたけれども、2万3483人を10カ月で割りますと、1カ月当たり約2350人、それを22日の営業日で割りますと約100人。またそれを、全便数が26便ありますので、それで割りますと1便当たり4人程度というふうな利用者になります。これはよく「空で走っている」というふうに、住民の皆さん言われますけれども、1便当たり4人となると、これは机上の計算ですけれども、全然乗っていらっしやらないバスもあるのではないかなというふうに思いますので、先ほど答弁いただいたように、多くの方というよりも、まだまだというところではないかなというふうに思います。

次に、他の自治体のコミュニティバスでは、一部区間においてバス停以外の場所でも乗り降りできる「フリー乗車制」または「フリー降車制」を導入している例もあると聞いておりますが、市民の皆さんにとってより利用しやすいコミュニティバスにするために、本市ではこのような取り組みについて検討されているのか、お伺いします。

○議長（藤浦誠一）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

昨年9月の決算の委員会の中でも答弁いたしておりますけれども、フリー乗降制、これは住宅地や山間部などで採用されている運行形態でございますが、導入に当たりましては、本市において採用できる運行区間の有無の確認や運行事業者との協議も必要になってまいります。このフリー乗降制のメリットとしましては、自由に乗り降りができるという便利さもある一方で、デメリットとしまして、運行のおくれ、乗降場所の安全の確保、事故等の懸念が挙げられます。本市のコミュニティ交通は、これまで3年スパンで見直しを行っておりますが、今年度はその見直し後の初年度に当たります。コミュニティバスも路線を再編して運行しているところでございまして、次年度におけます運行形態に大きな変更は予定いたしておりませんが、今、質問議員の言われますフリー乗降制につきましては、コミュニティバスの利用促進の一方策としまして、次期の見直しの際に研究をしていきたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

フリー乗車は難しい面もあるというふうに思いますけれども、フリー降車については、次期見直しを待たずに早急に実施していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

次に、少子高齢化が進む中、スーパーや商店の閉店、バスの減便、廃止、免許証返納等により、外出時の移動に困っている方々は年々増加していると思っております。コミュニティバスの運行につい

てですが、本数が1日1便のところがあるなど、地域によっては乗る便が極端に少ないという声をお聞きしますが、状況はどのようになっておるのでしょうか、お願いします。

○議長（藤浦誠一）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

現在のコミュニティバスの4路線、基本的には1日往復2便から3便の運行を行っております。しかしながら、議員のご指摘のとおり、ダイヤの関係から一部にはバス停が1日1往復しか停止しない場所、数字で言いますと5カ所、現実的にそういったバス停がございます。

○議長（藤浦誠一）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

今ご答弁いただきまして、単に1便ということではなく、例えて言いますと、上穂波駅、筑穂のほうでありますけれども、そこから乗車された方がイオン穂波店に行かれた場合、帰りのバスは4時間後になるわけです。ゆっくりすぎるぐらいお買い物ができますけれども、非常に利用しにくいというふうに思います。そういう意味で、市民の方は1便しかないというようなご意見を私にいただいたんですけれども、少しふやしていく必要があるのではないかというふうには思います。このように、コミュニティバスを利用している方の意見を直接反映することは可能なのかどうか、お伺いをしていきます。

○議長（藤浦誠一）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

利用者、市民等の意見の集約、反映ということでございますけれども、公共交通全体につきましては、昨年策定いたしております「公共交通網形成計画」の策定時に調査を行っております。コミュニティ交通に対する意見につきましては、直接ご意見をいただくこともございますが、アンケートやヒアリング等、さまざまな手法を検討しながら、ほぼ毎年度、実施はしていております。そのように、地域の方々や利用者からいただいた意見、要望内容をもとに、飯塚市地域公共交通会議におきまして審議をいただきまして、最終的な運行ルート等を毎年決定をいたしております。いろいろな立場で、いろいろなご意見をお持ちの方もおられますので、コミュニティ交通全般にわたり、広く市民、利用者等の意見集約の手法も検討し、今後も地域の方々の要望になるべく応えられるように、今後も努めていきたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

ぜひよろしくをお願いします。今、答弁の中で、飯塚市地域公共交通会議の審議というふうに言われましたが、普段自家用車に乗られ、生活の中でコミバスを利用されていない方かと思いますが、コミバスの運行時刻は、知らずに乗ってきた場合、20分前後で用事を済ませ、乗ってきたバスに乗って帰るか、3時間から5時間後のバスに乗って帰るか、その次の便、3時間か5時間後のバスに乗ることになります。また、最終のバスで各地域から病院や買い物に来られますと、帰りのバスがないということになっております。もう少し、バスのダイヤについて内容を、その審議会ですか、検討していただきたいというふうに思います。

次に、平成29年度に飯塚市民意識調査が実施されましたけれども、この調査の中で、飯塚市は住みやすいと思うかという設問に、「住みにくい」と回答した人が521人いました。住みにくい理由として最も多かったのが「交通の便がよくない」で、割合は71.4%、人数は372人でしたが、この結果をどのように考えてあるのか、お尋ねをいたします。

○議長（藤浦誠一）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

本市におきましては、中心拠点と各地域を公共交通機関、交通ネットワークで結ぶことにより、都市的サービスの提供を補い合うことで生活の利便性を高める地域連携型の都市を都市づくりの目標としております。質問議員が言われますように、交通の便をよいと感じるかどうかにつきましては、回答者の居住地の環境等によって違って来るかとは思われますが、移動手段の有無というのは、市民生活の根幹を左右する問題であると考えておりますので、住みにくい理由の1つ、住みにくい理由の第1位であるということにつきましては、大きな課題と受けとめております。

○議長（藤浦誠一）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

大きな課題というふうに受けとめていただいているということですが、その課題をいつまでに、どのような対策を講じていく計画なのか、お尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

公共交通に対します市民の思いやニーズは、店舗、公共施設等の分布や地理的な要因などが背景にありますため、地域によってさまざまであるというふうに考えております。今後、本市としましては、民間公共交通の維持、これを基本に、これを補完するコミュニティ交通並びに各地区のまちづくり協議会が主体となって運行しております買い物支援ワゴン、この効果も検証し、各種公共交通システムの適切な役割分担と共存、これを基本に、各地域の実情に応じた持続可能な公共交通体系を整備する必要があるというふうに考えております。

先ほども述べましたとおり、本市のコミュニティ交通は3年のスパンで見直しを行っております。スケジュールとしましては、次の見直しにおきましては、それぞれの運行形態を全般的に検証する予定としておりまして、2021年に向けまして、ことしの秋ごろにはその方針を定め、次年度に向けて、公共交通事業者や地域の皆様との協議、調整を進めていく予定といたしております。

○議長（藤浦誠一）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

2021年ということで、もうあと2年足らずですか、今まで幾つか伺ってまいりましたが、今まで以上に安心していただけるようなものにしていただきたいというふうに思いますし、通告にはありませんけれども、市長も、市長選のときに津々浦々回って来られたというふうに思います。いろいろな意見を、旧飯塚市以外からも伺ってあると思いますけれども、市長におかれましても、今私が幾つか申し上げましたけれども、3年、5年、10年後にどうなっておかなくてはいけないかということ、代表質問等で皆さん言われておりますけれども、もし何かありましたら市長からもお願いしたいと思っております。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

るご質問いただいております、合併当初、コンパクトシティということでの発想で、まちづくり、そして交通網整備が行われてきたように、私は認識をしております。しかしながら、もう近年では、今質問者が、お尋ねがありましたとおり、それぞれの地域でそれぞれの暮らしやそれぞれの拠点施設、公の施設がある。それをどうつないでいくかという発想の転換を、市も、そして国もしまして、コンパクト・プラス・ネットワークということで、拠点連携型の都市という

発想で、今まちづくりを進めているところでございます。それに応じた交通網体系を民間公共交通と連携をしながら、今後、市民ニーズに細かに対応していけるよう努力をしまして、つくり上げていきたいと思っております。

○議長（藤浦誠一）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

続きまして、買い物弱者について、ご質問させていただきます。買い物は日常生活にとって欠かせないものですが、近くにはお店がない、お店まで行くのに移動手段がないといった、コミュニティバスと同じですけれども、いわゆる買い物弱者の現状について、どのようになっておられるのか、お伺いいたします。

○議長（藤浦誠一）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

買い物弱者対策、これにつきましては、農林水産省や経済産業省が主に3つの方策を示しているところでございます。1つに、買い物弱者の居住する地域に店舗をつくること。2つ目に、自宅あるいは地域までに商品を届けること。3つ目は、お店などへの移動手段を提供する、この3つでございます。本市におきましては、このうち3つ目の店舗、お店などへの移動手段を提供する、その考えで、公共交通面からコミュニティバス等、予約乗り合いタクシーの併用運行を行っております。飯塚市立地適正化計画策定時におけます調査推計によりますと、2020年時点におけます公共交通便利地域以外に居住する人の割合が全体の4割となっておりまして、人口減少が進む2035年におきましてもこの割合は変わらず、高齢者の約4割が公共交通不便地域、または公共交通空白地域に居住するということが推計、見込まれております。また、公共交通便利地域、ここにおきましても、交通不便地域や交通空白地域と同様に、将来人口の減少、人口密度の低下、これが見込まれ、公共交通利用者数の減少と、それに伴う交通サービスの縮小が懸念されております。買い物弱者の分布等につきまして、市として詳細な調査を実施しているわけではございませんが、中心地以外の地域では、お尋ねにあるように買い物に不便を抱えている高齢者等の問題が大きな地域課題となっていることにつきましては、十分認識をいたしております。

○議長（藤浦誠一）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

今ご答弁いただいた中に、公共交通便利地域以外、不便な地域ということで、その割合が全体の4割、半分近くの方が不便な地域におられるというお話です。これはもう2020年ですから来年です。そういう、今でもその4割近くあるかもしれませんが、来年、そういう地域ということが予測されておりますけれども、この4割の方々をどのように、先ほどのコミバスと同じになってきますけれども、バスの運行等を変えながら便利に過ごしていただくかというのは早急の課題だというふうに思いますけれども、まだまだ、十分認識はされているものの、なかなか対策が打たれていないというふうな気がします。

本市において、続きですけれども、買い物弱者のニーズに関する検証は行っているのでしょうか。また、その結果に基づく対策をどのように講じられておられるのか、お伺いします。

○議長（藤浦誠一）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

今年度から各地区のまちづくり協議会の中で、何らかの買い物対策が必要であるという認識のもと、一部の地域では独自にアンケート調査を実施して、住民のニーズを把握した上で地域住民の買い物施設まで送迎するワゴン車を試験的に運行する取り組みが始まっております。地域の実

情やニーズに応じて、運行用ルートや運行ダイヤを、地域の住民の方々が主体的に検討、決定し、現在のところ、基本的に週1日のペースで民間会社に運行を委託する形で実施がされております。本市としましては、このような取り組みに対し補助金を交付するというような形で支援を行っているところでございます。一部には先日の事例発表会でもありましたが、移動販売車を買物対策として検討している地域もございます。市としましては、現在の試行等を検証し、コミュニティ交通体系の中で買物対策も含めた運行システムを、運行形態を構築したいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

そういった対策の進捗状況はどのようになっておるのか、お伺いします。

○議長（藤浦誠一）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

買物支援ワゴン等につきましては、この事業を平成27年度に鯉田地区で始まりましたが、今年度は7地区のまちづくり協議会におきまして、この買物支援ワゴンの運行が実施をされております。先ほども言いますように、運行の開始時期や運行期間は地域によって異なりますけれども、それぞれの地域が、ニーズに応じた運行が行われている状況でございます。先ほども言いましたように、一部につきましては移動の販売、移動販売というような形で検討中のところもございます。次年度に、平成31年度におきましても継続して、この買物対策として、買物支援ワゴンの試行運行を継続して実施し、その効果を検証して次につなげたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（藤浦誠一）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

ぜひ、今7地区というふうにおっしゃいましたけれども、検証ですね、結果をやっぱり早急に効果を検証していただきたいというふうに思います。

次に、先ほどと同様に、平成29年度に実施されました飯塚市民意識調査において、「飯塚市は住みにくい」と回答した人のうち、住みにくい理由として「買い物に不便である」と選んだ人は54.1%、人数では282人おられます。これは住みにくい理由の3位となっております。この結果をどのように、先ほどと同じになりますけれども、考えてあるのかお伺いいたします。

○議長（藤浦誠一）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

先ほども述べましたとおり、高齢化が進む中、買い物に不便を感じられる方が年々ふえているのが現状でございますし、今後も懸念をされます。交通の便の問題と同様に、この買い物に不便を感じるということにつきましては大きな課題として捉えておりまして、不便と感じる方々を1人でも減らしていく努力が必要であるというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

先ほどもちょっと触れましたけれども、4割の方が交通不便地域、それから高齢化が30%ということで、ほとんどの方がこういう意見を、交通不便だ、買物がしづらいという方がその半分近くいらっしゃるということを考えて、もうちょっと早くスピードを上げて対策を、これはもう飯塚市のみならず全国的な問題でもありますし、なかなか成功している事例はないようにも思

いますけれども、その先進として飯塚市が取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、今の流れになりますけれども、どのような対策を講じていく計画なのか、お伺いをいたします。

○議長（藤浦誠一）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

コミュニティバスのご質問に対する先ほどの答弁と重なりますけれども、いろいろな試行錯誤をしながら現在に至っております。しかしながら、これが今、昨日も述べましたけれども、ベストというふうには考えておりません。今述べました買い物弱者対策も含めまして、次のコミュニティ交通体系全般について見直しを考えております。次期、2021年度に向けて、先ほどと同じ答弁になりますけれども、ことしの秋ごろには方針を定めまして、次年度にかけて公共交通事業者や地域の皆様との協議、調整を進めていきたいというふうに考えております。その中で、一方で買い物弱者対策につきましては、交通網の整備だけではなく、商業施設の立地の問題や移動販売などの問題もございます。関係機関と連携した取り組みも必要になってくると思いますし、先進地の研究も必要かと思っておりますので、総合的にいろいろな検証を重ねながら、次期には少しでも改善できるような形で計画する予定でございます。

○議長（藤浦誠一）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

よろしく申し上げます。最後になりますけれども、状況は年々変化しております。私の地域でも多くの皆さんから切実な思いをよくお伺いします。高齢化、先ほど30%と申し上げましたけれども、高齢化がさらに進む中、公共交通対策はもう最重要課題だと考えております。予算も必要だというふうに思います。コミュニティバス、予約乗り合いタクシー、買い物支援ワゴン等、市が行うべき事業の拡充はもちろんですけれども、民間公共交通事業者、近隣自治体との連携強化を図っていただき、本市全般の公共交通対策事業について、もっと拡充いただきますよう強く要望し、質問を終わります。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員に発言を許します。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は、通告に従い一般質問を行います。

第1のテーマは鎮西地区の学校跡地と跡施設についてです。西日本新聞2月22日付は、「廃校活用で過疎地に光」と見出しをつけて、全国では、閉校後87%の校舎が現存しており、うち7割の再活用が進むと書きました。学校跡地と跡施設の有効利活用が全国的な大きな流れであることがわかります。100年を超えて地域の拠点となってきた鎮西中学校、蓮台寺小学校、潤野小学校が廃校となって間もなく1年が過ぎようとしている鎮西地区の住民にとっても大きなテーマであります。

そこで、1点目は、学校跡地と跡施設の概要について伺います。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

鎮西地区の学校跡地の概要でございますが、鎮西地区の学校跡地といたしましては、旧蓮台寺小学校、旧潤野小学校、旧鎮西中学校の3カ所がございます。

まず、旧蓮台寺小学校の主な施設概要でございますが、校舎の建設年度は昭和40年度、建物といたしましては普通教室棟が2棟、管理特別教室棟が1棟、屋内運動場が1棟、屋外プール1カ所、そして学校敷地内に平成18年度建設の児童センターが1カ所ございます。

次に、旧潤野小学校につきましては、校舎の建設年度は昭和44年度で、普通教室棟が2棟、管理特別教室棟が1棟、屋内運動場が1棟、屋外プールが1カ所、学校敷地内に平成4年度建設の児童センターが1カ所ございます。また、普通教室棟の一部は、昭和51年度以降数回増築を行っております。

最後に、旧鎮西中学校につきましては、校舎の建設年度は昭和46年度で、普通教室棟が1棟、管理特別教室棟が1棟、第2特別教室棟が2棟、屋内運動場が1棟、屋外プールが1カ所ございます。

なお、3施設ともに屋外運動場が1カ所整備されておりました。なお、この3施設につきましては、小中一貫校飯塚鎮西校の建設に伴い、平成30年4月1日より学校用途廃止となっております。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

今答弁にあった跡施設の中で、現在の耐震基準をクリアしているものがありますか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

今申し上げました学校の中では、一部に耐震基準を満たしている教室等がございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

どこの学校で、どういう施設なのかお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

細かく申し上げますと、蓮台寺小学校の南側の普通教室棟の東端一部に昭和58年3月に建築した新耐震基準を満たした教室がございます。

それから、潤野小学校につきましては、南側の普通教室棟の東端のほうに、昭和60年4月に増築いたしました新耐震基準を満たした教室がございます。それから、南側の普通教室棟の西端に、平成元年2月に建築いたしました新耐震基準を満たした教室がございます。それから、南側の普通教室3階の部分は、平成3年3月に建築いたしました新耐震基準を満たした部分がございます。

それから、鎮西中学校におきましては、教室棟の西端のほうに、平成2年3月に増築したところ、それから北側の第2特別教室棟に平成7年3月に、また南側の第2特別教室棟の一部にやはり同じく平成7年3月に増築した新耐震基準を満たした教室がございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

3年半前、2015年7月1日に市が市議会に示した学校跡地・跡施設の利活用方針案では、3校とも民間譲渡とされています。これは方針案ということです。その後どういう検討をしたか、お尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

この方針につきましては、この後、地元のほうに作業部会というのを何度か行いながら、その

後要望が出され、何度かやりとりをずっとやってきているということで、基本的な要望というか、方針については大きく、市として変えているわけではありませんので、このままの計画で進めていきたいということしております。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

この方針案は先ほど紹介した、市議会に示された同じ月の7月23日、22日後ということになるんだけど、臨時議会に提出された菰田中学校跡地の売却議案に対する本会議における私の質問、当時の齊藤市長の答弁で、少なくとも鎮西地区については民間譲渡をやめることになったはず。鎮西地区の小中学校について私が、学校というのは教育機能と同時に防災、災害のときの避難所としての防災機能を持つ。選挙の投票所、地域の交流の機能、地域のスポーツ振興の機能、そこで地元の方々がそういうグラウンドや体育館の施設利用を求めたときには優先的に応じるべきだと述べて市長の考えを尋ねました。当時の齊藤市長はこう言ったわけですよ。売買とかいう問題も場所によってはあるだろうけれども、基本的に健幸都市いづかという方向でやっているんで、高齢者にグラウンドゴルフをしっかりとっていただきたい。健康で長生きというふうな意識の中で、老人会のグラウンドゴルフ場でも、現地に行かれたんですね、立派なグラウンドゴルフの場所をつくりたいと思いますのでというような話もしている。その辺を意識しながら跡地は生かしていきたい。こう答弁されました。事実上、民間譲渡という利活用方針の撤回を市民に約束したものと受けとめてしかるべきだと思いますけれども、見解を伺います。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

ただいま、平成27年7月1日の本市の説明を委員会ですべてしております。そして、7月23日の臨時議会が行われて、鎮西地区の土地の購入の関係でご質問いただき、ただいま、前市長が答えをされております。ただ、市としては、この利活用検討における基本的な考え方については、公共施設等のあり方に関する第2次実施計画に基づいて検討をしているところでございます。今言われておりますけれども、基本的なこの考え方は3つございまして、その1つは、譲渡を行う。この跡地については、基本的には売却ということではしておりますが、その中に条件というか、考え方に、譲渡を行う場合は地域住民との協議等を踏まえて検討を行い、民間譲渡の基本的な方針を定める。2つ目に、市としての利活用をする場合の方針の定め方、それから施設の廃止に伴う課題対応について検討を行うこと。3つ目は、今後さらに過疎化、高齢化が進むことが予想されることから、地域特性や実情を踏まえて検討を行うというものでございます。そういう基本的な考えと方針につきましては、今の現市長になりましても引き継いでいるものというふうに考えて、今検討をしているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

ということは、前市長の齊藤市長が地元の住民の皆さんに約束したことも、今の市長である片峯市長も引き継ぐということになるわけですね。

それで、先ほど新耐震基準を満たしている施設についてどういったところがあるのかというふうにお尋ねしたところ、るる報告がありましたけれども、それは住民にはいつ明らかになっていったんでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

校舎の新耐震基準を満たしている箇所についての説明は行ってはおりません。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

この2015年7月公表の利活用方針の案が示された段階で、耐震基準を超える施設がこれほどあるということについては理解をして、この利活用方針を出したんですか。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

そのとおりでございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

利活用方針案の4項、市としての利活用方針、読み上げてみてもらえますか、②。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

利活用方針、お示ししているものでございますが、基本的な利活用方針として、1つ目が市民1人当たりの公共施設の延床面積は、他自治体と比較して約1.7倍広い現状を踏まえて、新たな機能の公共施設の設置は、原則行わないものとします。2つ目に、耐震基準を満たしている学校施設は老朽化した公共施設の代替施設としての利活用を検討します。3つ目、耐震基準を満たしていない学校施設は、改修経費が多額となることを踏まえ、市としての利活用は原則行わないものとしますとしております。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

そうすると、1つはこれほどの耐震基準を満たしている施設があるという事実、2つは、今言われた②の方針、これを考えると利活用を検討したはずですが、どういう検討しましたか。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

平成27年にこの方針を示した後に、29年度に6回ほど作業部会を行って、防災であるとか、選挙の代替施設であるとか、そういった避難場所とか、そういったことについて、次の30年度、昨年度も4回ほど協議をずっと行ってきている状況でございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

それは結論がまだ出てないんですか。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

結論には至っていない状況でございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

この利活用方針案が示された2年後の2017年7月に片峯市長のもとで市が策定した公共施設等のあり方に関する第3次実施計画では、蓮台寺小学校、潤野小学校については別途計画で検討となっております。別途計画で検討とはどういうことか、経過を含めて説明してください。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

公共施設等のあり方に関する第3次実施計画、平成28年の1月に策定をいたしております。ただいま申し上げましたように、この潤野、蓮台寺小学校については、別途計画というのは、その中にまだ明記ができる状況にないということで、地元の方と協議しながら決めていくということで、この別途計画という表現になっているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

そうしますと、最初に利活用方針については今も続いているというような話だったけれども、この第3次実施計画によって、当初、2年前に示された利活用方針案は事実上撤回ということになるのではないかとお尋ねをします。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

この方針そのものは、先ほど言いましたように、基本的な考え方として、今これを撤回するというものではありませんで、これは生きているということの中で、今、進めているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

利活用方針は民間譲渡となっているわけでしょう、蓮台寺小学校と潤野と。これについて、第3次、片峯市長のもとでつくったものについては別途計画で検討となっているじゃないですか。じゃあ少なくとも、利活用方針の蓮台寺と潤野小学校については、事実上撤回ではないんですか。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

この利活用方針、この計画は売却が原則だと。民間売却までにはかなりの年数を要すると。そういうことから、その間、利活用が可能とかそういうこともありますし、もともと民間売却ということの計画をつくったこの考え方というのは、小中一貫校を集約して建設する、そういう建設費に相当のお金がかかると。そういうことで、売却してお金を充てていきたいということのおおもとの考え方があったわけでございます。それで、民間売却するにしても、何でもそこに持ってきてもいいかということ、そうはいけないので、いろいろ意見を聞きながら進めていかなきゃいけないということから、今進めているような状況でございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

筋が通らないでしょう。それで、はっきり言って、利活用方針案なんですよ。第3次実施計画というのは上位にある決定計画です。その辺から考えれば、第3次の別途計画において検討というのが優位を持つというふうに思います。それで、そうであれば別途計画をどういうふうにつくっていくのかということになるんだけれども、また検討をどう進めるかということになるんです

よね。これについては、住民が主役になって進めるという角度がその趣旨からいって当たり前だと思います。

そこで2点目は、地元の活用について伺いたいと思います。まず、廃校前の地元活用がどういう状況であったか、お尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

廃校前の学校施設の利用状況でございますが、こちらのほうは目的外使用といたしまして、屋外運動場と屋内運動場、いわゆる体育館のほうを利用していただいております。ご質問の廃校前の使用状況につきましては、定期的な使用状況といたしまして、体育館では3校それぞれにおいて、1週間のうち4日から7日の使用があり、運動場では、旧蓮台寺小学校のみ週4日の利用がございました。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

片峯市長は教育長時代から、また現職の教員時代もあったと思うんですけども、どんど焼きとかには行ったことがないですか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

今の説明は定期的な利用の部分でご説明をいたしましたので、学校では、かつてどんど焼き等で運動場を使っておりまして、今年度も廃校後の運動場でどんど焼き等が行われておりました。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

その状況について、私が既に齊藤市長とのやりとりで述べたようなことがずっとあったわけですね。それで、廃校となった3校について、この1年の地元の利用の状況を伺います。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

廃校後につきましても、跡地利用の方向性が出るまでの間は目的外使用を認めております。今年度の定期的な使用といたしましては、運動場については旧蓮台寺小学校、旧潤野小学校ともに週5日程度の使用がっております。また、定期的には、地域のイベント等が運動場で開催をされております。なお、体育館につきましては、耐震基準を満たしていないために貸し出しを行っておりません。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

廃校後も地域にとって必要な用地だし、施設だということが、そのことから明らかになって、あなた方もそれは認めたということだと思います。潤野小学校でのグラウンドゴルフ大会やどんど焼きには私も参加させていただきました。子どもから高齢者までみんなが楽しむ姿に、地域にこの学校跡地と跡施設がなくてはならないと痛感した次第です。ことしは2年に一度の鎮西地区住民運動会が潤野小グラウンドで行われる予定です。災害が発生したときの避難場所、避難施設としても不可欠です。いつもは門が閉まっていて、地元利用のときだけ目的外利用しようという制約がなくなれば、この地域の財産はもっと地域で輝きを増します。市には地元から、

2016年9月は4238人の署名が添えられ要望書が提出されていました。その後の経過を説明してください。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

平成28年9月7日に、地元の方からの要望をいただいております。それに対して、29年の1月に回答させていただいております。それから、その間、地元の方と作業部会ということで協議を行っていく中で、平成30年2月に再度要望をいただき、平成30年の3月に回答をさせていただいております。当初の要望でございますけれども、平成28年の9月、「鎮西地区小中学校跡地利活用等に関する要望について」、直近では平成30年2月に、「鎮西校区小中学校跡地利活用に関する協議について（要望）」が提出されておりますが、まず、この当初の要望についての内容でございますが、小中一貫校鎮西校の開設に伴い、集約される蓮台寺小学校、潤野小学校、鎮西中学校については、運動場や体育館、児童センター、校舎について、その当時、現状の使用状況から運動場は運動公園に整備すること、体育館は耐震補強または建てかえ整備すること。児童センターは地域の交流行事等で使用させること、両小学校の校舎は解体し、駐車場として整備すること、鎮西中学校の校舎は一部施設の再整備と市の維持管理とした要望をされております。また、八木山小学校についても、児童センターの新規の開設について要望されたものでございます。

それから、30年2月の次の要望でございますが、蓮台寺小学校及び潤野小学校の地元活用に限定されたより具体的な利活用案を再検討された内容であります。前回の要望にあった鎮西中学校については、地域住民との協議等を踏まえて、ともに検討し、売却等事業を進めてほしいとされ、八木山小学校については今回の要望にありませんでした。この地元要望が、潤野小学校、蓮台寺小学校についてとなっておりますが、当初と同様に、運動場、児童センター、体育館、校舎など全ての跡地、跡施設の利活用案を検討されておまして、その案に必要なとする設備についても示されているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

この直近の要望書、2018年の10月提出ということですが、この段階で要望書は、あなた方が耐震基準を満たしている施設が潤野小学校南棟校舎を初めとして多数あることを住民には公表しないままの中で出された要望書ということを受けとめておく必要があると思います。この要望書をめぐって地元との協議が行われているということのようですが、協議の経過、あわせて別途計画の作成、住民が主役の検討はどのように行われるのか、今後のことも含めてお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

この最初の要望が平成29年1月に出されております。市として、これに対する回答を行っております。蓮台寺小学校、潤野小学校については、運動場、体育館、児童センターについては市の維持管理の中で地元活用を希望されておりますので、現状の利活用、今後の利用計画に基づき、引き続き協議をお願いします。それから、鎮西中学校については、運動場、体育館、校舎の一部については市の維持管理の中で地元活用を希望されておりますが、跡地は都市計画における第1種中高層住居専用地域であり、周囲は住宅地であることから、今後、都市計画の用途に基づき活用するため、民間事業者への譲渡と考えております。ただし、本市が現在策定しております立地適正化計画における都市誘導区域及び居住誘導区域の区域外となっておりますので、売却時期

は未定です。それから3つ目に、八木山小学校の児童センターについて、八木山小学校児童センターの新規開設要望については、鎮西校区小中学校跡地利活用協議とは別途協議をお願いしますと書いてます。それから、この回答の後、8月24日について、潤野小、蓮台寺小、鎮西中の3校の活用案について、この要望との協議をしています。それから29年10月20日に第2回の市からの鎮西地区の防災リスクについて説明をいたしております。平成29年12月5日には、市から鎮西地区3校の校舎、体育館及び児童センター等についての概要説明を行っております。平成29年12月21日、再提出の要望書について協議をいたしております。それから、平成30年1月10日、学校跡地利活用案を地元でつくられたというふう聞いております。それから次の、先ほど説明しました2回目の地元要望が出されております。それから30年6月5日以後施設の利活用のため、各所管課出席の打診を受けて協議をやっております。それから30年10月29日、主に避難所の指定について協議をいたしております。それから平成30年11月26日、継続協議として避難所に必要な商品と備品等についてその他鎮西地区の学校跡地、跡施設について市の考えを問われた内容になっております。それから、ことしに入って1月29日に第4回跡地売却に関する今後の要望活動について、両児童センター投票所の指定について、そういったことについて協議を行っております。

○議長（藤浦誠一）

暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（藤浦誠一）

本会議を再開いたします。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

先ほどの答弁を聞いておりますと、地元の皆さんと市との協議は、市が求めているというように思いますけど、そのとおりですか。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

基本的に市のほうが説明会という形で進めておりますけれども、一概に市だけが求めたということではありませんで、お互いに協議をしていったというふうに認識しております。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

片峯市長は、前市長のよいところは引き継ぎ、さらに前進させたいという政治的な立場をとっておられます。齊藤市長、前市長が地元の皆さんと約束したこと、その延長線ということもありますし、また、学校跡地と跡施設については、国土利用計画によっても公共の福祉の優先という立場があろうと思います。

そこで、地元住民の意向に沿った計画を練り上げる第一歩として、片峯市長自身が地元の皆さんと直接会って意見交換をしてはいかがかというふうに思うんですけれども、市長の見解を伺います。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

先ほど来お答えしておりますけれども、関係所管が地域に出向きまして協議をいたし、持ち帰った内容は、私あるいは関係の部長の報告を初め、庁内での情報共有を常に行っております。協働のまちづくりの観点からも、あらゆる場面で地域と協議する考えでございます。それと、この要望が出ました際には、市長も応対され、意見交換を行っている。そういう状況もあっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

片峯市長にお尋ねをしております。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

まず前提といたしまして、私、市政運営というものは、健全な財政運営、そして、その上に立って、住民福祉の向上と住民サービスに資するということが必要だと思っております。特に学校跡地につきましては、私も教育長時代から学校の再編整備に携わってまいりましたので、その経過については十分承知をしているものでございます。丁寧に説明をさせていただきます。当初、私が学校現場から、市の学校教育課長として来ましたときの公のあり方検討委員会の計画では、小さな学校を中規模もしくは大規模の学校に統合させ、そして統合した学校のみを耐震と改修を行うという計画であったことは、年数の長い議員さんでしたら皆さん御存じのことと思っております。しかしながら、その基本計画を当時の市長さん、そして議員の皆さんが、本当にその行革の視点だけで、お金がないからくっつけてしまおう、学校を安易になくそうということで、この地域、本当によくなるのかという観点で再考いただきまして、全ての中学校区での小中一貫教育の実施、そして、老朽化校舎については緩やかな行財政改革の推進と教育力の向上を合わせた施設一体型の小中一貫校の建設ということにご理解と、そしてご英断をいただいたものと、振り返りまして私、教育者の一人として、そして将来この地域の教育や人材育成に関して、皆さん方にも心から感謝をしているところでございます。ただ、その当時から、しかしながら多額の費用を要すると。学校を建てるということは、じゃあ、その分の財政措置についても考えてほしいということで、教育委員会部局と市長部局でずいぶん折衝なり会議を持ちました。その結果が、基本的には学校跡地についてはそれらの経費に充てるために売却を前提とするが、しかし、地元の皆さんの声も聞きながら、それについては検討を進め、わかりやすく言いますと、そういうことで進んできております。今、質問者が校舎の部分について強調して述べてありますが、確かにその要素もでございます。鎮西中学校の跡地につきましては、地元の自治会長さんと直接私も市長になってこの2年間直接お話しもしました。提言もいただきました。まちづくり協議会の会長さんとも同様ですし、安鎮会という鎮西を元気にする方々の集まりの中の青年部の方々とも膝を突き合わせて、本当に全部売却でいいのか。いや、地元でこういうことではぜひ使わせていただくほうが鎮西の活性化として、子どもたちの健全育成につながるという話や提言までいただきました。そういうことも鑑みまして、まだ方針を一つの方向に決めてしまうことは急ぐべきでないと思っておりますので、鎮西中学校区の3校の跡地活用については、今後検討をさらに重ねるといった状況が現在の状況でございます。ぜひ、地域が本当に今後栄えるためにどうするのか。そして、地域のニーズにどう応えるのか、これを考えなければいけません。学校跡地といいますが、校舎が建っていたところと体育館が建っていたところ、児童センターがあるところ、運動場、大きく分けてもこの4つ。さらにプールもございます。それらの全てを一くくりにして云々ではなく、それぞれについてどのような利活用を進めていくのか、安全性、そして財政運営、そして、地元の活性化、これら3点を合わせて、今後も地元としっかり協議を進め、未来に向けた計画を策定していきたいと考えているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

地元の皆さんと直接会って話をしたいという思いが伝わる答弁でした。この第1テーマは終わります。

第2は、白旗山メガソーラー乱開発についてであります。1点目は白旗山周辺の水害についてです。昨年の西日本豪雨水害のあった7月6日午後、庄司川排水機場の2台のポンプが故障停止する中、幸袋柳橋地区はほぼ1時間のうちに浸水水位が1メートルも上昇しました。浸水は柳橋から津島、三軒家、一方は幸袋本町、幸袋新町、栄町一丁目、栄町二丁目、幸袋西町、栄町三丁目方面、もう一方では、日の出町、中一、大谷町方面へ、全体として白旗山に近いほうへ急速に広がり、被害は甚大になりました。市長は住民の被害の実態、そして、現在の生活再建の現状をどう受けとめているかお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

幸袋地区におけます平成30年7月豪雨に関します、まずは被害状況といたしましては、住家におきまして半壊、床上浸水、床下浸水を合わせまして約400件、また、非住家につきましても約100件の浸水被害があっておりまして、市といたしましても甚大な被害が出た災害であるというふうに認識をいたしております。その後の復旧の状況、再建の状況でございますけれども、まず住宅再建につきましては、災害救助法に基づく被災住宅の応急修理の一部助成事業、これにつきましては、市全体で15件ございますが、そのうち幸袋地区で6件の申請があっておりまして、これにつきましては応急修理についての助成は現在もう終了いたしております。また、市営住宅への一時入居されている方は幸袋地区で7世帯の方が現在もまだ入居されておりますので、完全に復旧していない方もおられるというふうな認識を持っております。その他救済制度といたしましては、各種税の減免申請をされた方が、これは市内全体の数字とはなりますけれども、平成30年度の市民税が157件、固定資産税が232件、国民健康保険税が62件、水道料金が507件となっております、これにつきましては現在も継続して受け付けをしているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

1時間に1メートルも浸水水位が上昇し、柳橋公民館では2メートルを大きく超えた要因について、合理的な説明は今なお行われておりません。片峯市長は、遠賀川の水位が計画洪水を超えるなどした場合に、遠賀川河川事務所長の指示を受けてポンプ運転を停止させるマニュアルづくりをことしの大雨の時期までにつくると議会で表明しました。その考え方とスケジュールをお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

都市建設部長。

○都市建設部長（今井 一）

ポンプ停止の基準マニュアルを遠賀川河川事務所等で定めていただき、市としましても、ポンプを停止した際に想定されます浸水被害をハザードマップにて把握し、的確な避難指示等の徹底が必要であると考えております。マニュアルの作成のスケジュールにつきましては、今後も協議を進め、出水期前までにはマニュアルの作成、あわせまして、市の体制づくりを行っていかねばならないというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

片峯市長はことしの夏までにと言ったんですけれども、どういうテンポで住民の皆さんの合意をとりながらやろうとしているのかお尋ねします。

○議長 (藤浦誠一)

都市建設部長。

○都市建設部長 (今井 一)

まずは市内部の体制づくりが必要だというふうに考えております。この中でポンプを停止するに当たっては、市として対策をしていくべき点をしっかりと把握しながら、早急に進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 (藤浦誠一)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

日本共産党は昨年から水害問題の懇談会を繰り返し行い、また、暮らしをよくする住民アンケートというのを取り組んでまいりました。こうした中で、幸袋地区あるいは幸袋に縁のある方々からどういう声が出ているかということ、幸袋でこれ以上仕事をして大丈夫かと。幸袋にこのまま住み続けられるのかという苦しみなんです。このことに関連して、地域防災計画や水防計画、災害弱者、要援護者の避難計画等、住民の生命、身体、財産にかかわる重大な影響を与えることをあなた方は今やろうとしているわけです。こうした中で、ポンプの停止ということになりますけれども、既に市長も承知と思いますけれども、ポンプがとまるときには水門もあけられるという危険性が非常に高いんですね。なぜかということ、ポンプをとめる根拠が何かということ、国が定めた操作要領というわけでしょう。それは特例によるわけですよ。ところが、これはポンプだけに限定していないんです。水門の開閉についても言っているわけです。ですから、こういうマニュアルづくりを速やかにだとか、早急にだとかいう名のもとに住民との合意形成だとか諮らないままやっていくってことになってくると、それで本当に住民を守れるのか、また幸袋のまちづくりは大丈夫なのかと。空っぽになりませんか。そういうところにまちをつくりませんか、住民が。こういった重大なことを今あなた方やろうとしているんだけど、さらに重大なことは、そういう事態になったとき、ポンプ運転がとまり、水門をあけられる、それほどの重大な豪雨になったときに白旗山方面から水が押し寄せてくるのではないかという心配があるわけです。国と市の行為によって、住民は庄司川方面からと白旗山から来る水に挟まれて、にっちもさっちもいかない事態になるのではないかという不安なんです。

そこで、白旗山の東半分を集水面積とするアサヒ飯塚メガソーラーの大型のA調整池、あふれないか心配なんですけど、どういう状況のもとでオーバーフローするか、市として予測がつくかお尋ねします。

○議長 (藤浦誠一)

都市建設部長。

○都市建設部長 (今井 一)

質問者お尋ねのA調整池の容量につきましては、1万2045立方メートルで設計をされております。これにつきましては、林地開発行為の基準が30年確率であるところを、本調整池に関しては、50年確率での設計がなされております。仮に雨が連続して降り続いた場合の計算になりますが、時間雨量30ミリメートルの雨量ではオーバーすることはございません。時間雨量40ミリメートルで降り続いた場合につきましては、約28時間でオーバーフローするということとなります。また、時間雨量50ミリメートルでは約12時間、80ミリメートルでは約4時間15分で満水となり、オーバーフローするというふうな計算になります。

○議長 (藤浦誠一)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

栄町三丁目に隣接するノーバル・ソーラーの調整池の場合はどうですか。

○議長 (藤浦誠一)

都市建設部長。

○都市建設部長 (今井 一)

ノーバル・ソーラーの調整池の容量は1万1162立方メートルで設計されております。この調整池につきましては、林地開発行為の基準である30年確率での計画となっております。同じく計算上ではございますが、時間雨量30ミリメートルでは約4時間、40ミリメートルでは約3時間、50ミリメートルでは約2時間20分、80ミリメートルでは約1時間30分で満水になり、以降はオーバーフローする計算となります。

○議長 (藤浦誠一)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

想定外のことが起こるのが最近の常識です。調整池がそれほどの豪雨によって雨が流れ込むときに、あわせて土砂、それから雑木で埋まり調整機能を果たせなくなる、早期に。そういうことも想定しなければなりません。いざというときに、幸袋地区は東から遠賀川方面の水が押し寄せ、西の白旗山方面からはメガソーラー開発による2つの調整池からオーバーフローする水が迫ってくる。こういう最悪の深刻な事態が想定されます。

そこで市長、危険な要素は初めから排除する必要があると思いますけれども、考え方を伺います。

○議長 (藤浦誠一)

市民環境部長。

○市民環境部長 (中村雅彦)

福岡県におきましては、この林地開発計画において、水害、土砂災害のおそれがないと判断して許可されております。開発により新たに調整池がつくられることで、調整池がない現状と比較して危険要素がふえるというふうには考えておりません。

○議長 (藤浦誠一)

7番 川上直喜議員

○7番 (川上直喜)

住民の感覚とこれほどかけ離れた答弁が出るというのは想定外ですね。片峯市長、今、想定外の災害が発生する時代に日本列島は入っているんですよ。今の程度の答弁を真に受けて市長が市政運営すると大変なことになると思います。災害の要因となるものは事前に排除するというのは当たり前前で、市長の大きな仕事の一つです。

2点目は、けやき台における土砂災害について伺います。けやき台は1月末現在で362世帯、1031人が住んでおられて、子どもたちの多い団地でもあります。2015年5月以降から次々にメガソーラーが団地の真上の斜面に設置されてきました。いつ災害が起きるか心配で、私自身も大雨のときには何度も様子を見に行きました。昨年の西日本豪雨によって、メガソーラー設置の急斜面で土砂災害が発生しました。市は状況把握をどのように行ったか、経過をお尋ねします。

○議長 (藤浦誠一)

経済部長。

○経済部長 (諸藤幸充)

ご指摘の昨年7月の西日本豪雨によります、けやき台の上部に位置する林地開発での土砂災害につきましては、発生箇所がちょうど配水池の上部に位置していたこともございまして、上下水

道施設課より、当林地開発担当課であります農林振興課へ報告を受けまして、その状況について速やかに、7月7日、現地確認に行っております。その状況といたしましては、斜面に設置されております太陽光発電施設内の管理道路法面が一部崩壊しておりまして、その土砂が水路に流れ込んでいるという状況でございます。そのため、所管課といたしましては、速やかに県の許可権者でございます県農山漁村振興課へ災害の発生について連絡を入れまして、開発業者への指導要請を行ったところでございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜委員。

○7番（川上直喜）

林地開発許可申請にかかわる県知事に対する飯塚市長の意見書は、災害防止機能に関する項目についてどういう意見を述べておりましたか。

○議長（藤浦誠一）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

災害防止に関しましては、開発行為によりまして、当該森林周辺地域におけます土砂の流出、崩壊その他の災害を引き起こすことのないよう指導していただきたいということで、県に対する意見書を提出させていただいております。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

福岡県に対して、一体どういう指導したのかという問いはしましたか。

○議長（藤浦誠一）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

問いただしと申し上げますよりも、現状、こういう状況が起こっていると、速やかに県の権限において、開発業者に対する速やかなる指導を強く要請したところでございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

市長、今回の土砂災害は想定内だったと思いますか。

○議長（藤浦誠一）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

今回の豪雨のこの土砂につきましては、想定外というふうに認識しております。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員

○7番（川上直喜）

これは県の基準に沿って、県から言わせれば適切に施工されたものなんです。それで想定外のことが起こるじゃないですか。これまでのやりとりからも、水害については特に幸袋地区でポンプ停止と水門開放、調整池のオーバーフローによる重大化。二瀬地区で想定外だった土砂災害が現実が発生した深刻さが明らかになりました。このまま白旗山の乱開発の着工を許すわけにはいきません。そこで3点目は、住民合意のない工事中止へ、市長の決意について伺います。水害等土砂災害の危険性が現実のものとなり、アサヒ飯塚メガソーラーとノーバル・ソーラーは市長の求めにも応じず、地元に対するまともな説明をしないまま工事を強行する構えでいます。工事の強行を許さないと頑張っている地元自治会の皆さんは、住民合意のない工事は反対と住民を激

励した片峯市長が、市長としてできるあらゆる手だてをとることを今求めておられます。

そこでまず、業者が工事着工する場合に、市の許可をとらなければならない事項にはどんなことがあるのかお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

都市建設部長。

○都市建設部長（今井 一）

都市建設部としましては、工事実施に当たり、開発地区内への進入のための道路占用許可が必要になってくるかと考えております。道路法に基づき申請を行っていただく必要があると考えております。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

ノーバル・ソーラーのコンサルタントであるミラグリートは2017年5月11日、市役所で市有地の占用使用の許可に関して資料作成して協議をしたことがあります。これが恐らくそうです。この市有地に入出口をふさぐように設置されていたガードレールがいつの間にか撤去されています。これはいつのことか、理由は何か、お尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

都市建設部長。

○都市建設部長（今井 一）

ご指摘の点に関しまして調査をいたしました。道路占用申請の届け出も出ておりません。確認ができておりません。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

どうしてそういうことが起きるんですか。

○議長（藤浦誠一）

都市建設部長。

○都市建設部長（今井 一）

今のご質問でございますが、我々も把握できないところではございますが、我々としては、道路占用に関しまして随時気をつけてまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

リサーチパークから緑ヶ丘に上がると、ボンとぶつかった目の前に、最も目立つところにあるんですよ。そこの市有地の上にガードレールという構造物があって、つけられたのもわからない、外されたのもわからないというのはどういうことですか。

○議長（藤浦誠一）

都市建設部長。

○都市建設部長（今井 一）

設置されている状況につきましては、インターネット等で写真での確認をさせていただいております。設置の状況としましては、現道の歩道の外側、いわゆる見た限りでは民地側であろうというところにガードレールが設置されておりましたので、担当部署としては把握できなかったというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

片峯市長、無責任ということなんですよ。そこで、占用使用の手続について、そもそもどうい  
うものかをちょっと説明してください。

○議長（藤浦誠一）

都市建設部長。

○都市建設部長（今井 一）

先ほどもご答弁申しましたとおり、道路法の第32条に係る占用手続でございます。道路の一  
部を占用する場合に当たっては、占用手続が必要になってくるというふうに考えております。

（発言する者あり）

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員、挙手して質問してください、今の件については――。

暫時休憩いたします。

午前11時36分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（藤浦誠一）

本会議を再開いたします。都市建設部長。

○都市建設部長（今井 一）

申しわけございませんでした。法第32条第1項の規定により、道路の占用の許可を受けよう  
とする者は、道路占用許可申請書に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。  
1つ目は、誓約書となります。2つ目は、占用場所を明示した位置図、平面図及び求積図。3つ  
目に工作物を設置する場合はその構造図及び仕様書並びに占用場所を明示した字図。4つ目に、  
法令の規定により、官公署の許可を要するものはその許可書の写し。5番目に占用が隣接の土地  
または建物の所有者または占有者と利害関係があると認められる場合にあっては、当該土地また  
は建物の所有者または占有者の同意書。6番目に、前各号に掲げるもののほか市長が必要と認め  
るものというふうになっております。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

それで、市長が必要と定めるものというのがあるんですけど、開発予定地はボタ山跡地ですか  
ら、重機だとか大型車両が入ってくるということになると、陥没が発生しないか確認しなければ  
ならない。鉦害賠償登録済じゃないかどうかも含めてね、土地が。それから、緑ヶ丘にのぼる市  
道の擁壁に災害が起きる、もう直近ですから、危険性がないということも確認しなければなら  
ないし、それから、特殊車両、トレーラーなど運行許可については通学路の安全確保をしなければ  
ならないと。先ほど言ったように、自分のところの土地に構造物がつけられたかいつかわからな  
い、撤去されたのはいつかわからないというような仕事の仕方ではだめだと。だから、慎重に厳  
密に対応してもらいたいと思います。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員にお知らせいたします。発言残時間が3分を切っておりますので、よろし  
くお願いいたします。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

私は12月議会の一般質問において、工事差し止めを求める仮処分申請の検討を速やかに行う  
ことを求めました。主な理由の第1は、土砂災害や水害によって住民の生命、身体、財産が脅か

されること。第2は、水道局の施設が土砂災害や鉱害によってダメージを受ける可能性が大きいことです。その要点は3月1日発行の議会だよりでも紹介されています。私の質問には、市長と市民環境部長が答弁に立ちましたけれども、かみ合うものでありませんでした。その後、どういう検討をしたかお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

林地開発に限らず、開発等による水害、土砂災害を想定したときに、工事差しとめの訴えを地方公共団体が起こすことができるのか、また、それに先行して仮処分の申し立てができるかなど、法的な適格性、手続、要件などについて確認を行っております。地方公共団体は、許可の取り消しや中止命令などの行政上の権限を行使することによって、問題を解決していく立場にあるもので、近隣住民に代位するような形で訴えの提起をすることは困難であるというふうに考えております。また、市が管理する施設に影響を及ぼすと立証できないものを訴えの理由とすることはできないものというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

仮処分申請について調査、研究を始めたという答弁です。同時に、立証できる必要があるということではなかったか。じゃあ市長、水道局にはどんな指示をしたかお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

仮処分の申し立てを含め、工事差しとめの訴えについては話をしておりません。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

水道事業を管理する石田企業管理者は、水道施設への影響について調査を行う指示を出しましたか。

○議長（藤浦誠一）

企業局長。

○企業局長（實藤和也）

ただいまのご質問でございますけれども、市長部局のほうからも協議しておりませんので、何も協議はしておりません。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

石田企業管理者が指示を出したかと聞いたんですよ。

○議長（藤浦誠一）

企業管理者。

○企業管理者（石田慎二）

私のほうから、お尋ねのような件の指示は出しておりません。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

なぜ調査を指示しないんですか。

○議長（藤浦誠一）

企業管理者。

○企業管理者（石田慎二）

先ほど市長部局のほうからもお話がありましたように、現時点で、現段階では、施設に影響を及ぼすという立証はされておられませんので、そういうことから指示を出していないということでございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

調査しないと立証できるかできんかわからんでしょう。そう思いませんか。

○議長（藤浦誠一）

企業管理者。

○企業管理者（石田慎二）

安全ということで開発の許可がおりておりますことから判断をいたしておるところでございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

それを安全神話と呼ぶんですよ。そこで改めて、開発予定地の水道施設の配置状況及び能力をお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

企業局長。

○企業局長（實藤和也）

ご質問の白旗山、現地周辺にございますのが、上高雄配水池、上高雄ポンプ場、高雄ポンプ場、高雄配水池、それと高雄高所配水池の5カ所がございます。このうち、上高雄配水池におきましては、配水池が2池ございまして、合計で280立方メートル。高雄高所配水池には2池の配水池がございまして、1千立方メートル。高雄配水池には3池ございまして、合わせまして6900立方メートル。合計で9千立方メートルでございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員にお願いいたします。間もなく発言時間が終了いたしますので、最後の質問としてまとめていただけますようお願いいたします。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

高雄配水池から緑ヶ丘に向かって高所配水池が行き、また一方では、けやき台に向かって上高雄配水池に向かって水が流れるわけですね。ここがダメージを仮に受ければ、一昨年のも楽市水管橋事故で負ったように世帯数にして9500、給水人口にして2万人の方々が打撃を受ける。学校もあれば、保育所もあれば、病院もある。一旦事態があれば深刻な事態になるわけです。それで、ここで特に仮処分申請の関係で、市長によくお考えいただきたいのは、けやき台の入り口にあるB調整池、3つ問題を指摘して調査をしてもらいたいと思うんですね。第1に、白旗山の西側半分を面積とし、3万6千トンに及ぶ大型であり、オーバーフローすれば災害が深刻化すること。第2に、隣接する上高雄ポンプ場を水管含めて損傷させれば、けやき台住宅への給水が停止しかねないこと。第3に、予定地の重要な部分が日鉄から買収した鉱害賠償登録済の地盤が不安定な土地なのに、そこを避けて業者がボーリング調査を行い、地盤は大丈夫と言い張っていること。これらを考慮すれば、調整池の設計と立地は不適切であることが私は明らかだと思います。市長はこれをよく調査してもらいたいと思うんです。住民の生命と身体、財産を危険にさらし、市の水道施設についても被害が予想される工事を強行することは認められません。先ほどから企

業管理者、部長が、立証できないから調査しないという逆さまのことを言い続けているわけですが、市長は法的手段に訴える法律上の資格を持っており、十分に調査を行い、工事差しとめを求める仮処分申請の検討を速やかに進めることを求めます。片峯市長の、住民合意のない工事は反対だという立場からの答弁を求めて質問を終わります。

○議長（藤浦誠一）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

工事差しとめの仮処分を申し立てるには、保全すべき権利または権利関係及び保全の必要性を明らかにしなければならないとされております。（発言する者あり）福岡県において、基準に基づき、災害の発生、水害の発生、水の確保への支障、環境の悪化のおそれがないとして林地開発を許可されているものであります。県において、事業者が許可計画、許可条件を誠実に遵守し、開発行為を適正に実施するように、開発行為に関する法令、開発行為に関する規定に定める基準に基づき、事業者に対して適切な指導、監督を行われるよう求めていくものであります。したがって、工事差しとめの申し立てについては考えておりません。

○議長（藤浦誠一）

暫時休憩いたします。

午前 11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

○副議長（佐藤清和）

本会議を再開いたします。11番 永末雄大議員に発言を許します。11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

通告に従い、一般質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。午後の眠くなる時間帯ですが、ぜひお互い活発な議論ができますようによろしく願いいたします。

それではまず1点目、庄内地区の取り組みについてでございます。1つ目、五智如来板碑の環境整備について質問させていただきます。庄内の筒野地区に五智如来板碑という県有形文化財があります。地元の方から要望を受けまして、現地の視察を行ってまいりました。文化財そのものには大変に歴史がありますし、その周辺にも荘厳な雰囲気がありまして、本当にただならぬ場所だなというふうにも実感してきたわけでございますけれども、その管理体制や、そもそもそこに行くまでのアクセス道路が余りにひどくて、どうにかならないものかと思ひまして、今回質問に取り上げました。それでは、まず初めに飯塚市としてこの五智如来板碑について、どのような評価をされておりますでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

五智如来板碑は飯塚市筒野、通称「権現谷」と呼ばれる丘陵の南側側面の先端部にございまして、3つの板碑からなっております。そのうち中央の碑には五智如来像、八葉曼荼羅梵字、彦山三所権現が掘られており、左右の碑には、大日真言（マントラ）や胎蔵界五仏をあらわす梵字が彫られております。また、中央碑の裏面には養和2年、西暦で申しますと1182年の年号がございまして、こちらのほうは昭和33年11月13日に県の有形文化財に指定をされております。この地は英彦山に次ぐ修験行者の一大道場としての霊地とされておりました。平安時代という時代背景の中で建立された板碑は、当時の人々の生活や風土とのかかわりが深い貴重な文化財であり、文化財的価値も非常に高いと考えております。

○副議長（佐藤清和）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

今、飯塚市としてもその価値を非常に高く評価していただいているということがわかり安心しました。それでは、現在この管理はどのようになされておりますでしょうか。答弁をお願いします。

○副議長（佐藤清和）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

先ほども答弁いたしました。この五智如来板碑は昭和33年11月に県の有形文化財に指定されておまして、所有者、管理者は地元の筒野区となっております。この五智如来板碑は平安時代から今日に至るまで、貴重な文化財として地元で代々引き継がれ、大事に管理をされて来られております。市におきましても貴重な文化財と認識しておまして、平成10年、そして平成19年に修復事業を行い、地元の皆様と一緒に保存に努めているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

平安時代から今日に至るまで、地元で代々引き継がれてきたということで、そのこと自体が非常に驚きとともに、素晴らしいことだなと思うんですが、この五智如来板碑を管理している地元の方の話を聞きますと、年々管理が厳しくなっておるというふうに聞きます。そのことに関しまして、今後、市としてどのように対応していく考えでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

文化財は、地域の文化や地域社会の振興の核となる貴重な財産であり、確実に次の世代へ継承することが私たちの責務であると考えておりますが、近年は、少子高齢化など社会状況の変化を背景に、文化財の滅失、散逸や担い手の減少など、地域が直面する課題や問題意識も指摘されております。なお、文化財保護法では、文化財は貴重な財産であり、関係者の所有権を尊重しながら保存活用に努めるよう規定しております。五智如来板碑につきましては、ご指摘のとおり、管理上の課題が生じているようでございますので、管理されている地元の皆様のお話をお伺いしながら、県指定文化財でもございますので、県との綿密な協議を行っていききたいというふうに考えております。本市におきましては、今後、文化財の中長期的な観点からの文化財の総合的な保存活用のための取り組みを計画的に実施してまいりたいと考えております。

○副議長（佐藤清和）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

それでは、最初にも少し触れましたが、この五智如来板碑の周辺の現状と整備については、どのように考えられていますでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

この五智如来板碑の周辺の現状といたしましては、丘陵の多くが保安林となっております。現地までは細い林道がございますが、荒廃も進んでいる状況でございます。ご指摘の環境整備につきましては、教育委員会にとどまらず、他課との協議も必要となってまいります。林道につきましては、管理している部署が対応していく予定でございますけれども、文化財の保存、活用の

立場から、今後どのような取り組みができるか、関係者の皆様とともに、地元とも協議しながら、可能な方策を検討していきたいと考えております。

○副議長（佐藤清和）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

それでは、飯塚市としましては、この文化財の情報発信ということにつきまして、どのように考えられていますでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

行政の責務といたしまして、これまで文化財を公共のために大切に保存、管理することを第一に行ってまいりましたが、文化財の公開など活用についても重要な施策であると認識をいたしております。市の文化財の展示場といたしましては歴史資料館がございますが、来場者は近年1万人程度であります。また、地域の史跡等の文化財は所在すら御存じない市民の方も多くいらっしゃるのではないかとこのように思っております。このため市では、来年度からデジタルミュージアム整備事業といたしまして、文化財のアーカイブ化、VR化を推進し、地域の貴重な文化財を広く情報発信していくこととしております。この情報発信を効果的に行い、文化財の適切な保存、活用、また地域の活性化に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（佐藤清和）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

ありがとうございます。先ほど答弁にもありましたが、今までは文化財というのは保存、管理ということが主眼に置かれておったようですが、これからは公開、活用、そういったことについてもしっかりと重要だということに認識しているということでありましたので、ぜひこの部分、この地域にはたくさんのいろんな貴重なものがあるというふうに認識をしておりますので、そういった情報発信、地域の方、また外の方もそういった付加価値で呼び込めるような、そういった視点を持って、ぜひともやっていただきたいと思っております。前も一般質問をさせていただきましたが、飯塚市の歴史資料館でございますが、ぜひこの歴史資料館をもっともっとたくさん外からも人が来ていただけるような、そういった施設にしてほしいと思っております。一つの提案ですけど、美術館へのリノベーションでありますとか、そういったこう思い切った政策の転換等もぜひ取り入れていただいて、やっていただきたいというふうに思っております。

それでは、次の質問です。赤坂調整池の現状について、聞かせていただきます。この赤坂調整池につきましては、平成24年より嘉麻市の鴨生地区の浸水被害を軽減する目的で調整池を新設する事業に着手されておるかと思っております。平成26年度には赤坂地区調整池新設（1工区・2工区）工事が発注され、工事に着手されましたが、現地より工業系の焼却灰が出土したため、調査分析を行い、処理方法について県のほうに問い合わせをされたというふうな、そういった報告のほうは平成28年1月の経済建設委員会で報告をされました。その後、市のほうから積極的に情報のほうは出ていないかと思うんですけど、この赤坂調整池については、埋まっている産業廃棄物の処分膨大な費用がかかるため、中断されている状況かと思っております。地元の方からも、その後の事業進捗が全く見えない状態で今後どうなっていくのかというふうな意見を多くいただいております。その後の検討により、事業の方向性というのは一定が出ておるのでしょうか。答弁をお願いします。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部長。

○都市建設部長（今井 一）

赤坂調整池整備事業につきましては、74カ所のボーリングによるデータ及び資料をもとに、事業費の低減を図るため、廃棄物を選別することによる処分費の低減について検討してまいりましたが、汚染土を現場で識別することは難しく、また、ボタ層の成分分析からも産業廃棄物として処分をせざるを得ない結果となっております。つきましては、選別による処分費の低減は困難と考えられ、現時点では、事業の方向性は得られてない状況でございます。

○副議長（佐藤清和）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

今、事業の方向性は得られてないというふうに答弁されたわけですけど、もう恐らく方向性がないというふうな、そういった答弁繰り返されていても、地元住民の方というのは納得できないかと思います。そもそも、この赤坂調整池新設事業は、予算でたしか3億円程度で組まれておったかと思います。そして、土地の購入、調査費用、中止された工事費などで既に2億円程度支出が行われております。既にこれほど多額の税金が投じられておるわけですから、このまま当然放置しておくわけにはいかず、何らかの形で進めなければならないわけですけど、この事業を今後どのように進めようと考えていらっしゃるのか、再度お尋ねします。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部長。

○都市建設部長（今井 一）

今後の事業の進め方につきましては、いかにして産業廃棄物の処分量を減らすことができるのか、処分費自体の低減が可能かについて検討してまいりましたが、結論として、この場所での浸水対策はかなり厳しい状況にあると考えており、他の方法での浸水対策を検討することも必要ではないかというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

非常に重要な今、答弁されたんじゃないかならうかというふうに私は思います。再度ちょっと確認させていただきますが、今答弁されたこの場所での浸水対策というのは、赤坂調整池新設事業を指しておるといいうふうに考えていいんでしょうか。また、他の方法で浸水対策を検討するというのは、赤坂調整池新設事業のみにこだわるわけではなく、浸水対策を含んだ別の方法も検討していくというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部長。

○都市建設部長（今井 一）

そのとおりでございます。

○副議長（佐藤清和）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

今まで調整池の新設ということできたいというふうなことを聞いておりましたので、大きな進展かと思えます。ぜひ、さまざまな可能性を取り入れていただきたいというふうに思うのですが、この土地の活用に関しては、私はもう行政だけで考えていくというのには、もう限界があるんじゃないかというふうに考えております。こういうときこそ公民連携と言いますか、民間の力を借りるべきではないかというふうに考えるわけですが、そこで提案なんです、例えば民間からの意見や提案を一度公募されてみてはどうかと思います。公共だけで考えていたのでは思いつかないような、そういった提案があるかもしれません。実施の可能性が大きく開かれると思うんですけど、この点につきまして答弁いただけますか。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部長。

○都市建設部長（今井 一）

質問議員が言われますように、この土地の活用につきましては、民間からの意見や提案をいただくことは、幅広い見地からのアイデアが期待されます。他の方法での浸水対策を検討することとあわせて、調査、検討してまいりたいと考えております。

○副議長（佐藤清和）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

かなり大きな事業転換と言いますか、転換になることかと思っておりますので、できれば副市長のほうからも一言、この事業に対する今後の考え方等、答弁いただければと思います。

○副議長（佐藤清和）

副市長。

○副市長（梶原善充）

担当部長が申しておりますように、幅広くこの土地の活用について検討してまいりたいと考えておりますし、そういう検討している中でも、いつ水害が起こるかわかりません。そこで、スピード感を持って今後も対応していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（佐藤清和）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

ありがとうございます。ぜひ今、副市長が言われたように、スピード感を持って柔軟な考え方を取り入れていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、庄内工業団地グラウンドの代替地について、聞かせていただきます。この庄内工業団地グラウンドにつきましては、地方卸売市場の移転に伴いまして、使用が今後できなくなります。まず、いつからこの使用ができなくなるのか、お願いします。

○副議長（佐藤清和）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

地方卸売市場の移転に際しまして、来年度は造成工事が予定されております。時期でございますけれども、2019年5月のゴールデンウィーク明けから使用ができなくなる予定でございます。

○副議長（佐藤清和）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

ことしの5月、ゴールデンウィーク明けからもう使用できないということですが、特別委員会等もつくられていますので、その中でも答弁があっているかと思うんですけど、再度確認させていただきます。この庄内工業団地グラウンドの現在の利用状況はどのようになっていますでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

グラウンドの利用状況、過去3カ年でお答えをさせていただきます。平成27年度が延べ280件、利用者数約1万6200人、平成28年度が延べ302件、利用者約1万7100人、平成29年度は延べ309件、利用者数約1万1300人となっております。飯塚東地区の早

朝ソフトの利用や、庄内地区の成人球技大会、ソフトボールでの利用、また土日におけますサッカー競技での利用が主なものとなっております。

○副議長（佐藤清和）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

庄内地区での成人球技大会でのソフトボールの利用及び飯塚東地区早朝ソフトボール、日常でのサッカーの利用があっているということですが、その利用者に対して、どのような協議を行われておりますでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

順番に、まず、庄内地区の成人球技大会ソフトボールのご利用につきましては、庄内小学校隣接の庄内グラウンド、庄内中学校グラウンド等、庄内地区内におけますソフトボールが利用可能なグラウンドで利用をしていただくことでご理解をいただいているところでございます。飯塚東地区の早朝ソフトボールにつきましては、鯉田市民公園運動広場等を利用していただく等の調整をいたしており、これもご理解をいただいているところでございます。サッカーの利用につきましては、市内の学校施設跡地等の利用などで調整をしているところでございまして、当面の対応とはなりますが、旧穂波東中学校グラウンド等を利用していただくことで調整をしているところでございまして、できるだけ早期に代替地を決め、確認をいただきたいというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

今のお話ししました利用者に対しては、そういう形での協議をしておるということではありませんけど、例えば、ことしの消防団の出初め式というのは、今申し上げております庄内工業団地グラウンドが使われました。また、仮に大きな災害が起きた際などにも、そういった地域のグラウンドというのはさまざまな形で利用をされますので、私としては、代替地を示されましたが、地域ごとにやはり大きなグラウンドというのは、ぜひ整備していただきたいと思います。ぜひ庄内地区のほうでグラウンドの代替地というのを整備していただきたいということを要望をさせていただきます。

また庄内工業団地グラウンド、代替地に関することは多少異なりますが、ぜひ検討していただきたい要望をつけ加えさせていただきます。少年野球場と国道201号の間にあまり利用がなされていない都市公園がございます。以前は、私が小さいころとかは、たくさんの人が集っていた公園だったかと記憶しておるんですが、今はもう樹木のほうが、草とかが生い茂ってとても通常遊べるような、遊びたくなるような公園ではなくなっています。ぜひ、あの公園を整地していただいて、野球場と一体的に利用できるようなスポーツ施設として整備をしていただきたいというふうに思っております。ぜひ市の内部で検討していただきますよう、要望をさせていただきます。よろしく申し上げます。

では次に、庄内図書館、庄内公民館別館の利活用についての質問に移らせていただきます。平成30年3月に庄内地区まちづくり協議会、近畿大学産業理工学部建築デザイン学科と飯塚市によりワークショップが設立され、庄内交流センターの庄内ハーモニーへの移転複合化を中心に議論が進められております。市民が集い、魅力のある拠点のあり方についての検討が継続的になされておるかと思っております。そのような中、同一敷地内で隣接しております飯塚図書館の庄内館、庄内図書館と呼ばせていただきますが、庄内図書館や庄内交流センターの別館の活用というのも同時に考えていく必要があるんじゃないかというふうに思います。まずは庄内図書館の利用状

況について、どのようになっておるのかお尋ねします。

○副議長（佐藤清和）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

庄内図書館の利用状況でございますが、平成29年度の来館者数で申し上げますと、年間10万2587人ございました。これは市内に5館ある図書館のうち、飯塚図書館に次ぐ来館者数でございます。主にシニア層の方と、それから小中学生が利用されております。

○副議長（佐藤清和）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

来館者は飯塚図書館に次いで多いということでございました。この庄内図書館は、飯塚の図書館と比べますと読書スペースがまず少ないです。それと学習室がありません。未整備になっておるところに違いがあるかと思えます。そこで庄内図書館の現状を確認しますが、1階の読書スペースの状況と2階の各部屋の利用状況というのはどのようになっておりますでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

現在、庄内図書館の1階には、窓側に14席の読書スペースが設けられております。また、2階は閉架式書庫、スタッフルーム、視聴覚室、研修室を配置しておりますが、視聴覚室につきましてはボランティア団体の活動場所として、また研修室については、講座等を開催する際に利用いたしております。

○副議長（佐藤清和）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

繰り返しになりますけど、この庄内図書館は他の館に比べまして、利用者の割に読書スペースが少なく、学習室がありません。私は工夫すれば、これは2階に学習室を設置するということが可能じゃなかろうかというふうに考えるわけですが、この点につきまして答弁いただけますか。

○副議長（佐藤清和）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

現在あります2階の部屋を読書スペースや学習室として利用しようとしたしまして、最も課題となるのは利用者の安全確保だろうというふうに認識しております。2階にあります部屋は全てロビー側に窓がないために、ドアを閉めると密室状態になりまして、中の様子をうかがうことができません。また、2階には常時スタッフを配置することができないために、不審者等への即時の対応が困難であろうというふうに考えております。このように建物の構造的な部分に課題があるために、学習室等での利用可能にするためには、一定の設備投資や改修等が必要になってくるというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

すみません。今の答弁、確認なんですけど、要は現状のままでは学習室としては利用は難しいんじゃないかろうかということですよ。その理由としては、管理上の利用者の安全を十分に確保できないからということかと思うんですが、しかし、もしそれが本当の理由であるならば、私は今すぐに現在のこの2階の利用というのは、やめさせなくちゃいけないんじゃないかろうかというふうに思うわけです。確かに、学習室として使うのか、それとも今使っている視聴覚室、研修室と

して使うのかというのは違いとしてあるかもしれませんが、もし本当に2階の安全管理上問題があるというふうに認識してあるのであれば、それは今すぐに2階の使用をやめるべきじゃなからうかと思えます。もしそういったことをしないということであれば、先ほど言われました設備投資を行って構造的な問題を抜本的に解決させていかれるか、そのどちらかの選択をされなければならないと思うんですが、その点に関しまして、いかがでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

現在2階を利用しておりますのは、先ほど答弁いたしましたとおりボランティア団体の活動場所だとか、また、講座等を開催するために利用いたしておりますが、そのような場合には、ある程度一団の、複数の利用者で、またスタッフ等が張りついた形で利用しております。一方、読書スペースや学習室というふうにして利用する場合には、基本的には皆様個人でご利用になりますことから、やはりある程度、密室状態になることは少し安全上に課題があるのではないかというふうに考えておまして、今の施設の状況では、現状の利用の仕方が適切ではないかというふうに判断をしております。

○副議長（佐藤清和）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

ちょっとそれはどうなのかなと思います。正直、今の答弁聞きまして。確かに利用者のあり方によって安全か危険かというのは決まるということだと思うんですね、今の回答からしますと。そういったスクールとか、そういった方々は複数で利用する。そのときにはスタッフを張りつけることができる。でも一方で、学習として使う際にはそれができないので、ちょっと危険だというのは、施設としての安全性というのを、どういう方が利用しているとしても担保できていないというふうな状況を認められているわけですから、そういうことを認められていることであれば、やはりここは何らかの措置をとられるべきじゃなからうかというふうに思います。ぜひその部分、検討していただくことを強く要望させていただきます。

では次に、旧庄内公民館別館、現在は庄内交流センター別館でございますけれども、その利用状況についてお尋ねします。ここは一部が子育て支援センターとしても活用されておりますので、その利用状況について、わかる範囲で構いませんのでお答えください。

○副議長（佐藤清和）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

それでは平成29年度の数値についての利用状況をご回答させていただきます。庄内交流センター別館につきましては年間3222人、内訳でございますが、ミニシアターが1273人、ワーク室1が1501人、ワーク室2が448人となっております。利用時間を延べ開館時間で割った稼働率は、それぞれ11.0%、14.5%、12.1%となっております。次に、子育て支援センターにつきましては、開館日数が平成29年度は日曜、祝日及び年末年始を除く293日でございます。総利用者数は5996人、月平均で約500人の方が利用されております。月日数25日で除しますと、毎日約20人程度の方が利用されている現状でございます。

○副議長（佐藤清和）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

庄内交流センター別館にあるミニシアター、ワーク室1、ワーク室2というのは、まだ稼働率が11%から14%と、これ非常に低い数字が出ています。ほぼ使われていないというふうに言っても過言じゃなからうかと思えます。実際にミニシアターというのがあることを恐らく御存じ

ない方というのは多々いるかと思えます。一方で、子育て支援センターはしっかりと利用がされておりますが、子育て世代でもある私たちの世代の利用者の意見などを聞きますと、やはり施設を充実させてほしいというふうな意見をよく聞きます。例えば、同じ子育て支援という目的でつくられております、街なか子育てひろばと比較しますと、その施設の広さ、設備の充実などは大きな差があるわけです。そういった状況から考えますと、庄内交流センター別館を、例えば全て、思い切って全て一つを子育て支援センターとして利用していくというふうな再整備を、これ検討してもいいんじゃないかなろうかというふうに提案させていただきます。その場合、ワーク室の利用がどうなるのかということもあるかと思うんですけど、それは今、一体的な整備構想として考えていますので、周辺施設のどこかに移転させても利用としては全く問題ないんじゃないかなろうかというふうにも思います。現在の、庄内で行われていますワークショップは、議論の中心が庄内交流センターとの複合化という点でございますけれども、このように周辺施設をどのように融合させて再整備させ、庄内地区の交流拠点として一体的な活用を図るかということに取り組んでいくべきだというふうに考えております。今後は、庄内ワークショップでの利用者目線で、図書館のゆっくり読書できるスペースでありますとか、学習できるスペースの確保、図書館と交流センター別館を連携して活性化できるような工夫でありますとか、ミニシアターのより多くの利活用等をしっかりと議論をしていただくこと、また子育て支援センターの事業も含めて、あわせて、この地域の価値がしっかりと上がっていくような、そういった検討をしていただくように要望いたしまして、この質問は終わらせていただきます。

それでは、次の空き家対策についての質問に移らせていただきます。市内の空き家の対策につきましては、昨年3月に策定されました飯塚市空家等対策計画に基づき行われているものと理解しておりますが、まず、本市の空き家の現状についてお尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部長。

○都市建設部長（今井 一）

本市の空き家の現状でございますが、平成28年度に空き家等実態調査を実施いたしました。その結果は、市内全域の公営住宅及び共同住宅を除く全ての建築物を対象に現地調査を行い、空き家等を特定したものでございます。住民基本台帳及び水道の使用状況等により、空き家等ではないと判断した住居等を除く居住実態が不明な1万9450戸の建築物を対象に調査を行い、3486戸の空き家があるという結果となっております。そのうち居住可能な、問題のない空き家が1127戸、改修すれば居住可能な空き家が954戸、居住不能または大改修が必要な空き家が991戸、敷地内へ立ち入りできないなどの理由で判定不可能な空き家が414戸となっており、過半数以上が有効利用のできる空き家というふうに判断をしております。

○副議長（佐藤清和）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

市内に3486戸の空き家があるということでございますが、その判定結果を踏まえまして、今後どのような具体的な対策を講じていくおつもりなのか、答弁をお願いします。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部長。

○都市建設部長（今井 一）

空き家等実態調査を踏まえ、本市の地域の実情にあわせ、総合的かつ計画的に実施するための飯塚市空家等対策計画を平成30年3月に策定しております。居住可能な問題のない空き家及び改修すれば居住可能な空き家につきましては、飯塚市空家等対策計画に基づきまして、空き家バンク制度等を活用いたしまして、利活用の促進を図ってまいります。また、適切な管理が行われておらず、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあります空き家につきましては、第一

義的には所有者等が適切に管理するものでございますので、所有者等へ意識の啓発、相談体制の充実を図ってまいりますとともに、必要な場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法等による除却への措置等を講じてまいります。

○副議長（佐藤清和）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

それでは、まず、地域の生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある空き家に対する取り組みについてお尋ねいたしますが、空家等対策の推進に関する特別措置法によります特定空家等に対する措置の流れについて答弁をお願いします。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部長。

○都市建設部長（今井 一）

特定空家等の定義につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項におきまして、「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれがある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損ねている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう」ものでございます。特定空家等につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法により、助言または指導、勧告、命令の措置を講じることが可能でございます。なお、必要な措置を勧告した場合、それまで適用されておりました固定資産税の小規模住宅等の特例が翌年の課税から外され、税額が上がることとなります。飯塚市の事例としましてはございません。

○副議長（佐藤清和）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

空き家は、そのまま放置される1つの原因としまして、空き家になったとしても土地に対する税額の軽減措置が変わらずに適用をされるため、そのまま残しておくというふうなことも聞いたりします。市からの勧告があれば、その措置が外れるのであれば、空き家を残しておくメリットというのが除かれますので、建物を解体しようというふうな考えに至るとも想定できますので、ぜひ行政内部でそういった視点も踏まえて、施策を実行していただきたいと思います。それでは、本市は老朽危険家屋の解体撤去に助成をされておりますけれども、この交付状況をお尋ねします。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部長。

○都市建設部長（今井 一）

生活環境の保全及び安全・安心、防犯・防災のまちづくりの推進を図るため、老朽化し危険な空き家住宅を除去する場合に、飯塚市老朽危険家屋解体撤去補助金交付要綱により、補助金を交付いたしております。対象となる建築物の主な要件としまして、事前調査により老朽危険家屋に該当すること、所有権以外の権利が設定されていないもの等となります。また、補助金額につきましては、補助対象経費の2分の1以内とし、50万円を限度としていたしております。

次に、飯塚市老朽危険家屋解体撤去補助金の予算及び決算等の状況につきまして、平成28年度及び平成29年度の実績でお答え申し上げます。平成28年度につきましては、補正予算の400万円を含んだ予算額1150万円に対しまして、決算額755万6千円となっており、補助金交付件数は16件でございます。なお、補助金相談件数につきましては24件となっております。平成29年度につきましては、予算額750万円に対しまして、決算額566万8千円となっており、補助金交付件数は12件でございます。なお、補助金相談件数につきましては13件となっております。

○副議長（佐藤清和）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

この解体補助金につきまして、相談者などからの制度運用に対する改善要望等がっておりますでしょうか。また、もしありましたら、その改善はどのように考えていますでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部長。

○都市建設部長（今井 一）

ご相談を受ける中、老朽危険家屋認定要件の緩和や補助金限度額の増加等の要望を受けたことはございます。今後、空き家の増加が見込まれる中、空き家対策に効果的な制度になるよう調査研究をしてまいりたいと考えております。

○副議長（佐藤清和）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

調査研究を行ってまいりますということですので、ぜひお願いしたいと思うわけですが、先ほど紹介のありました補助金交付要綱、こちらのほうを見ますと、老朽危険家屋の認定要件の緩和ということが、先ほど要望としても受けていたということでもございました。実際、この要綱の第4条のほうで、その老朽危険家屋がこういった要件に当たるものということが、要件が上がっておりますが、例えば第4条の第7号、「補助対象者が建て替えを目的としていないものであること」という、こういう要件が入っております。建てかえを恐らくする方というのは十分な資金等を持たれているので、そこはこの補助金は使えませんよというふうなお考えなのかもしれませんが、考え方一つで先ほども一番最初に答弁ありましたが、かなりの数のもう恐らく使えないであろうというふうな空き家がかなりの数があったかと思えます。そういった空き家をそのまま残しておくのか。それとも、補助金の要件を少し緩和してでもより多く使用してもらって、空き家が解体され、新しい家が建つことによる固定資産の増加とか、そこに対する居住者の増加、地域への影響というのも多々あるかと思えますので、そういった部分に考え方と言いますか、行政の考え方というのを少し変えていかれてはいかがかなというふうにご提案をさせていただきます。

それでは、飯塚市空き家等対策計画に掲げております空き家バンク制度の取り組みについて、お尋ねします。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部長。

○都市建設部長（今井 一）

空き家バンク制度につきましては、空き家の除却、賃貸を希望する人から申し込みを受けた情報を空き家の利用を希望する人に紹介する制度でございます。空き家の解消等を図ることを目的としております。本市の空き家バンク制度の取り組み状況につきましては、昨年、福岡県が創設いたしました福岡県版空き家バンク制度に参加いたしまして、平成31年4月から「飯塚市空き家情報バンク」の名称により、空き家バンク事業を実施する予定でございます。現在の進捗状況といたしましては、運用基準となります飯塚市官民連携空き家流通促進実施要領を平成30年12月17日に告示いたしまして、その後、制度におきましてご協力をいただき、媒介等を行っていただく宅建業者の募集、登録まで行っております。今後につきましては、宅建業者との業務等の調整を行い、協業体制を整え、空き家の募集に努めてまいります。

○副議長（佐藤清和）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

もう最後にさせていただきます。本当に住民の方から、この市内の空き家問題を何とかしてほ

しいとかということは、非常にたくさんの方の声としていただきます。実際にこういった形で空き家の調査をして、計画を立てて、飯塚市としてやっていこうとしているということに対して、なかなか住民に対する周知とかもまだまだこれからだと思っておりますので、空き家バンク等に関しましては、ぜひその情報をまず知ってもらわないことには、活用もされないと思いますので、その部分もしっかりと情報提供も行っていただきたいと思っておりますし、先ほど申しあげました補助金の要件の緩和でありますとか、予算の増額でありますとかそういった部分、しっかりと、空き家が解消されればどういった効果が出てくるのかというふうなところまで考えていただいて、今後の施策のほうを執行していただければというふうな要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（佐藤清和）

暫時休憩いたします。

午後 1時46分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（藤浦誠一）

本会議を再開します。26番 道祖 満議員に発言を許します。26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

一般質問通告に従いまして、質問いたします。私は、こんなことを言うのはいかがなものかと思っておりますが、都市、まちの人口が減少すれば、まちの活力が失われていくと思っております。例えば1人の人間が朝、昼、夕と3食を1食100円で365日食べますと、単純に365日かけ300円で1年間で10万9500円の消費をするわけでありまして。人口が1千人減少すると年間1億950万円、1万人人口が減りますと、年間10億9500万円、単純に考えると1万人減った状態が10年間続くと、109億5千万円、消費が減ることです。地域経済に与える影響は大きいと思っております。現在、1人に対して国の交付税は約8万円であると思っておりますが、この8万円が人口が減少していくと13万人から12万人と1万人減少すれば、年間8億円の交付税が減少するわけです。単純に言えば10年間で80億円の収入が減るわけでありまして。今回質問するに当たって、13万人に係る行政の固定費と12万人に係る固定費の比率は、1人当たりどれぐらいになるのかと考えて質問しようと思ったんですけれども、単純に人口は減少すると1人当たりの行政の固定費の比率は、高くなるのではないかと思います。こんなことを考えながら、定住政策について質問をさせていただきます。2月9日の西日本新聞において、総務省が1月末に発表した2018年の人口移動報告に関する記事が出ておりました。この記事によると飯塚市は324人の転出超過であり、その内訳は14歳未満が20人、15歳から64歳までが240人、65歳以上が64人、日本人のみで230人とありました。市においても転入、転出の状況を把握されていると思っておりますが、振り返って過去10年間の転入、転出の状況がどうなっているのか、まずお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

総務省が1月末に発表いたしました人口移動データは、国内移動のみとなっておりますので、外国からの転入や外国への転出といった国外移動を反映されておりません。したがって、大学の留学生、外国人労働者の方で入国した後、直接飯塚市で住民登録をした場合には、転入としてカウントされておりません。一方、外国人の方で仕事の都合等により、飯塚市から他自治体へ移動した場合は、転出としてカウントされております。本市が今までに公表してきております人

口統計は、国外移動も含めたものでございます。したがって、これから答弁いたします数値につきましては、総務省の数値とは異なっておりますので、ご了承をいただきますようお願いいたします。ご質問いただいております過去10年間の転入、転出の状況でございますが、転出超過となっております年は平成21年、22年、23年、27年、30年となっております。逆に転入超過となっております年は、平成24年、25年、26年、28年、29年となっており、近年は転入超過となる年がふえてきております。年齢階層区分別に見た10年間の移動者数の合計におきましては、全ての階層において、転出超過となっており、年少人口が185人、生産年齢人口が719人、老年人口が327人、合計で1231人の転出超過となっております。

○議長（藤浦誠一）

26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

では、転出の特徴について現在の状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

平成30年の人口データをもとに、お答えさせていただきます。まず、男女別で見ますと男性は45人の転入超過でございますが、女性は100人の転出超過となっております。年齢区分で見ますと20歳から44歳までに転出される方が3317人となっており、全体の約65%を占めております。主な転出先といたしましては、福岡都市圏が741人、嘉麻市、桂川町が478人、東京圏域が429人となっており、他の地方都市と同じように都市圏に人口が流出している状況となっております。

○議長（藤浦誠一）

26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

では、転入の特徴について現在の状況はどのようになっているのかお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

同様に年齢区分で見ますと、20歳から44歳までに転入される方が3096人となっており、全体の約63%を占めております。主な転入元といたしましては、嘉麻市、桂川町が736人、福岡都市圏が566人、田川圏域が408人となっており、筑豊圏域からの転入が多くなっております。このことから、本市は筑豊地区における人口のダム機能を果たしているものと認識しております。

○議長（藤浦誠一）

26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

それでは転入、転出の動機、原因について、どういうふうに把握されておられるのかお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

それでは、転入、転出の動機、原因でございますが、平成27年に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した際、転出者及び転入者に対してアンケート調査を行っております。その結果によりますと、主な転出の理由といたしましては、「仕事の都合」が最も多く38.4%となっており、「親族との同居または近くに住むため」が23.2%と続いております。主な転入の

理由といたしましても「仕事の都合」が最も多く37.2%となっており、「親族との同居または近くに住むため」が20.6%と続いており、転出と同様の傾向となっております。今後の移住定住政策を展開するに当たり、転入者及び転出者の動機、原因の把握は重要であると認識いたしておりますので、平成31年度にアンケート調査の実施を予定いたしております。

○議長（藤浦誠一）

26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

第2次飯塚市総合計画、飯塚市立地適正化計画の国勢調査に基づく飯塚市の人口は、平成17年が13万3357人、平成22年が13万1492人、平成27年が12万9146人となっております。この傾向でいくと平成32年、2020年、平成37年、2025年では、どの程度の人口になると予測しているのかお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

昨年、国立社会保障・人口問題研究所が発表いたしております平成27年の国勢調査をもとにした飯塚市の人口の将来推計と本市が策定しております人口ビジョンの将来展望人口を比較してお答えさせていただきます。2020年につきましては、12万6570人の目標に対しまして、現時点で12万5899人の推計となっております。マイナス671人となっております。2025年につきましては、12万3364人の目標に対して、12万1922人の推計となっており、マイナス1442人となっております。いずれの推計につきましても、現時点ではまだ目標との開きがある状況となっております。しかしながら、平成22年の国勢調査をもとにした推計値と平成27年の国勢調査をもとにした推計値を比較しますと、人口の減少傾向は緩やかになってきております。2020年につきましては、プラス1284人、2025年につきましては、プラス1630人となっております。この原因につきましては、長寿命化だけでなく、合計特殊出生率の上昇や人口移動における社会増減の改善などが影響しているのではないかと分析いたしております。

○議長（藤浦誠一）

26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

飯塚市では人口ビジョンで2060年の人口を10万人とする目標を掲げ、移住定住施策を行っていますが、現在の傾向では2025年には推計人口を上回るかもしれませんが、人口は現在よりも減少して、約12万2千人程度になることが予想されます。そこで人口を維持するためには、現在取り組まれている移住定住政策で十分であると考えているのか、また今後、移住定住施策については、どのように取り組んでいくのか、考え方をお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

質問議員が言われますとおり国立社会保障・人口問題研究所が平成27年の国勢調査をもとにした推計では2025年の本市の人口は約12万1922人となっており、2015年の国勢調査の時点と比較すると7224人減少すると見込まれています。その減少の理由として影響が大きいのは、福岡都市圏への流出であると分析いたしております。したがって、この福岡都市圏への流出に対して少しでも歯どめをかける政策が重要と考えております。また、都市圏からの移住についても力を入れるべきと考えており、人を呼び込むための魅力発信も重要と考えております。平成31年度に策定を予定いたしております「第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、現在取り組んでおります政策を体系化し、効果的に政策を転換してまい

りたいと考えております。また、昨年10月から実施しております嘉飯圏域定住自立圏連携事業におきましても、移住定住政策の連携を進め、福岡市や首都圏等で開催された移住定住フェア等におきまして、嘉飯圏域でブースを出展するなど、圏域の人口維持を図るための取り組みを強化しているところです。今後も国や県のU I Jターンを推進する事業との連携や従来の政策の改善を中心に移住定住政策を推進してまいりたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

国勢調査の推計では少しは改善しているとのことではありますが、人口が減っていくのは間違いないわけでありまして、ですから飯塚市としては、移住定住政策の手を緩めることなく進めることが大事だと思っております。他の都市でも定住政策については、いろいろ取り組まれておりますけれども、人口規模や福岡都市圏との距離など飯塚市と類似している宗像市では、どのような移住定住政策を行っているのかお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

宗像市におきましては、「宗像市に住もうよ」という独自のホームページを立ち上げて、移住定住政策のPRを行っておられます。特徴といたしましては、住宅政策のメニューが多いということが言えるかと思えます。それぞれ細かい条件がございますが、その事業の概要についてご紹介させていただきます。家賃補助といたしましては、子育て世帯、新婚世帯の方が宗像市内の民間賃貸住宅に住んだ場合に、5年間を限度として総額最高78万円補助する事業がございます。その後、宗像市内に住宅を新築購入した世帯には奨励金として30万円を交付する事業もございます。中古住宅を購入して居住する子育て世代の方への50万円の補助事業や古屋を購入して解体し、新築住宅を建てる子育て世代の方への最高120万円の補助事業がございます。また、3世代同居のために住宅を新築購入及び建てかえをする親または子の世帯の方への50万円の補助事業や同居ではなく、近くに住むために住宅を新築購入する世帯の方への30万円の補助事業がございます。さらに、金融機関と連携して、これらの補助金を申請した方が子育て支援型、フラット35の要件を満たす場合は住宅ローンの金利が優遇される制度も整備されているようにございます。これら住宅関連の補助以外にも空き家バンク、空き地バンクといった事業もございます。

○議長（藤浦誠一）

26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

宗像市の移住定住に関する住宅政策は本市が現在取り組んでいる制度よりも充実しているように見えますが、どう考えますか。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

本市の現状と比較しますと、確かに宗像市の住宅政策の取り組みは充実していると率直に感じている次第です。

○議長（藤浦誠一）

26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

先日、3月3日の西日本新聞に「高め合う旬の移住地」という報道がされておりました。「専門誌自治体ランキングから見える風景」、地方移住の情報誌のランキングが出ていたわけですね。

れど、この「大きなまちで10万人以上」が総合的に鳥取市、栃木県栃木市、北九州市、宮崎県延岡市、大分市、「小さなまち、10万人未満」が大分県豊後高田市、島根県飯南町、大分県白杵市、大分県国東市、長崎県五島市が出ていたわけなんですけれど、これは新聞を見まして、移住政策、定住政策がどうなっているかホームページを見ましたけど、見ましたか。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

大変申しわけありません。それについては見ておりません。

○議長（藤浦誠一）

26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

どこもやはり、宗像市以上に定住に対する施策が整っている感じがします。やはりそれぐらい一所懸命、人口減少に歯止めをかけようと頑張っておるんだというに思います。ただ、飯塚市の来年度の予算書を見ると飯塚市の移住定住政策であるマイホーム取得奨励事業は中古住宅に特化した形で変更されています。また住宅リフォーム補助事業についても、総額では増額されておりますけれど、補助金の単価は10万円から8万円に変更されております。今回の制度変更によって、どちらかという移住定住政策が縮小、後退してしまうように思います。どうでしょうか。宗像市は飯塚市と比較して、人口減少も緩やかに推移すると見込まれている状況でありますけれど、そのような自治体でも飯塚市以上に移住定住政策を展開しております。飯塚市は移住定住に向けた住宅政策を今後どのように展開しようとしているのか、理解できません。そこで、どうしようと考えておるのかお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

飯塚市の移住定住に向けた住宅政策については、マイホーム取得奨励事業と住宅リフォーム補助事業を中心に現在取り組んでおります。平成31年度から空き家対策や子育て世代の支援を中心に、一部事業の見直しを行う予定としておりますが、宗像市におきましては、新婚世帯、多世代世帯など支援する対象が明確であり、その上、空き家対策までを含めた総合的な住宅政策体系となっており、本市としても見習うべき部分が多いと考えております。したがって、先ほど答弁いたしました、平成31年度に策定を予定しております第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、現在取り組んでおります政策を体系化し、効果的に政策を展開してまいりたいと考えております。その際には、宗像市の取り組みも参考にさせていただき、見直しを行ってまいりたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

宗像市の取り組みを参考に見直しを行ってまいるといってございませうけど、先ほど言った各都市の内容も確認されて、十分参考にして見直しを行っていただきたいと思っております。ただ、平成31年度に移住定住政策の見直しを行うということですので、そうすると事業としては1年間遅れます。具体的には来年度からということじゃなくて、再来年度からということになるわけですね。私は人口減少の問題は、時間との戦いで待ったなしの状況だと思っております。見直せるということについては、すぐにでも見直したほうがよろしいんじゃないんでしょうかね。どう考えますか。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

先ほどご紹介ありました他市の件、あるいは宗像市などの状況等を調査しながら、できるだけ早く移住定住政策の組み立てを行い、見直しを行ってまいりたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

早急に見直しをお願いいたします。また、ホームページを見ておるとわかりにくい。ホームページの見直しも必要だと思います。宗像市は「宗像に住もうよ」をキャッチフレーズに移住定住政策がわかりやすく整理されております。飯塚市もいろいろな移住定住政策をやっているのですが、飯塚市のホームページを見るとはっきり言えばわかりづらい。移住定住政策においてはイメージが大切ですので、ホームページについては見直しを行う必要があるのではないかと考えますけど、どういうふうに思いますか。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

本市の移住定住に関する情報を掲載しておりますホームページは2種類ございます。1つは市のホームページでございます。これは子育て、教育、仕事、住宅など関連分野の制度紹介を行うと同時に、詳細につきましては、それぞれのページにつながるもので常に最新情報を提供しているものでございます。もう1つは、「飯塚移住計画」という移住定住情報専用のホームページでございます。こちらは昨年4月から公開されており、市の紹介映像も盛り込み、できるだけ市外の方にわかりやすく親しみやすいページとなるよう心がけて作成いたしております。しかしながら、質問議員が言われますように市ホームページにおける移住者の支援内容がわかりづらいことや「飯塚移住計画」へのリンクなどがわかりにくいことなどもございますので、早急に見直しをしてまいりたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

よろしくをお願いいたします。今回質問するに当たって、移住定住という言葉は、私ども平気に使っておりますけれど、「やっぱ住みませんか、飯塚に」とか、宗像みたいにわかりやすい言葉のほうがいいんじゃないですかね。「暮らしてみませんか、飯塚で」とかですね、その辺はお任せいたしますけど、そういう言葉のほうが柔らかくて、入りやすいような気がいたします。考えて早急にホームページを見直していただきたいと思います。

さて、平成27年にまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定時に転出・転入者に対してアンケート調査を行い、その結果では転入、転出の理由の一番は「仕事の都合」となっております。その結果を飯塚市としてはどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

本市では移住関係のイベントにも積極的に参加いたしておりますが、参加者アンケートの結果におきましても、移住を判断する大きな要因としては、「仕事があること」であるとの結果が出ておりますので、就労支援、企業支援は重要であると認識いたしております。現在、本市において移住定住政策として取り組んでおります政策といたしましては、就労支援といたしまして、「若者しごとサポートセンター」や「福岡県70歳現役応援センター」などの相談窓口を県もしくは県と共同で設置いたしております。さらには合同会社説明会を開催し、嘉飯圏域内の企業と大学生のマッチング事業についても積極的に実施いたしております。企業支援として、インキュ

ベーション施設の設置及び開発室の使用料助成、新製品等の開発、販路開拓などに関するトータルな支援も行っているところがございます。また企業誘致についても専門の部署を設置し、積極的に取り組んでいるところがございます。

○議長（藤浦誠一）

26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

積極的に政策をつくって充実しているようにも見えるわけですが、どうしても市内にある大学生を市内に残したいというような取り組みに重点を置いているのかなと思うところがあるわけでありまして、市内企業でも人手不足が深刻な問題になってきていると思っております。これからは、やはり外から人を取り込むということが大切で、移住者向けのマッチング事業なども積極的に取り組むべきだと考えております。もちろん外国人も同じで優秀な人材を飯塚に確保する方策をどんどん手がけていただきたいと思いますと思っております。私が以前勤めておりました新飯塚駅東口にあるミツミ電機、今はミネベアミツミという会社がなんですけれど、その職員と話しておったんですけど、社員さんたちと話をしていて、その会社は市外から勤務している人が多い。他の企業も同じような状況があるかもしれません。これが現実には、ここにある企業に勤めている方々に、なぜ市内に住んでももらえないのか、また、住んでもらえるとすれば、どのような条件を整えれば住んでいただけるのか。もう仕事場があるわけですからここに。ここは福岡、宗像から通勤しているんですよ。そういう人たちが多くいます。だから、これはやっぱり本人たちの意見、感想、お考えを聞くことが今後の移住定住政策を検討する1つの大事な方法になるのではないかと思いますけれど、こういうことについてどう考えますか。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定時には、転出者や転入者に対するアンケート調査を実施することとしておりますが、この調査は不特定多数という形になりますけれども、質問議員が言われております、いわゆる「フォーカス・グループ・インタビュー」、ある目的に対して情報収集するために集められた対象のグループに面接形式でインタビューを行う、こういった手法も本市の移住定住の課題を深堀することが重要と考えておりますので実施に向けて作業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

率直な意見を聴取するという事は大事な事だと思いますので、前向きに取り組んでいただきたいと思いますと思っております。それと企業を誘致する場合、仕事に人がついて来ているわけですね、仕事に人がついて出て行っているわけですね。だから仕事をつくらないといけない、仕事場を確保しなくては、人はふえない、単純に言えば、アンケートから言えば。ということになれば、企業を誘致する土地の問題であります。鯉田工業団地はおかげさまで完売しました。何やかんやいろいろありましたが、たしか、鯉田工業団地には企業が来ないとか言うような人もいましたけれども、おかげさまで完売いたしました。これは市の皆さんの努力の結果だと思っております。今後、飯塚に企業誘致ができる土地がどれだけあるのか、そこが問題だと思っております。今後、企業誘致をするための土地を整備するのか、しないのか、まだあるのかどうか。それを確認したいと思いますけれども、私は今回、それを詳しく確認しようとしておるわけではないんです。今後はやっぱり、造成してここに土地がありますよと、だから来てくださいという方法も必要だと思いますけれど、企業によっては自分でこういう土地はないかという希望を出されて、副市長がよく言われますけれど、オーダーメイド式の工業用地という、用地の確保ということも十分考

えられるわけであると思います。そういう考え方にたつと今現在、飯塚市の市内に民有地や農地の活用も考えておく必要があるのではないかと思います。農用地区域であれば、やっぱり厳しい法律の縛りがあると思いますけれど、第1種から第3種農地であれば、いろいろ条件はあっても転用は可能だと思います。これは農業委員会とも協力して積極的な土地活用を検討していただきたいと思っております。今いろいろと農家の人と話す機会があります。するとやはり高齢化になって、もう米作はやめたいとか、田んぼを手放したいとかいう話を耳にいたします。そういう意味ではまとまった土地をお持ちの方が、いろんな形で提供してくれる可能性があります。それは農地ですから、いろいろな問題があるとは承知しておりますけれど、ただ条件さえ整えば工業用地として、活用できる可能性があります。だから、そういう意味では先ほど、空き家バンク、空き地バンクの話が出ましたけれど、企業誘致向けの飯塚市独自の空き地バンク、これをつくっていく考えはありませんか。また、そういうことを取り組んでいるということを企業誘致の1つの宣伝として、広く発信していけば企業がこの飯塚に出てきてくれる可能性があると思いますけれど、いかがでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

民有地や農地の活用ということでございますが、今後、経済部や農業委員会とも協議、検討していきたいと考えております。また経済部では不動産事業者と連携して民有地の紹介も行っておりますのでご提案の企業誘致版空き地バンクにつきましては、前向きに検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

よろしく願いいたします。いろいろな皆さんの英知を結集して移住定住の政策に取り組んでいただきたいと思います。再三言いますけれど、人口が減っていけばまちの活力は失われていくと思っております。頑張ってくださいと思います。

引き続き質問させていただきますが、入札制度についてでありますけれど、市の公共工事の指名業者の資格について電気工事については、電気工事業の業務の適正化に関する法律が定められておりますが、この法律の目的は御存じでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

法律の目的ということでございますが、電気工事業の業務の適正化に関する法律の第1条に「この法律は、電気工事業を営む者の登録及びその業務の規制を行うことにより、その業務の実施を確保し、もって一般用電気工作物及び自家用電気工作物の保安の確保に資することを目的とする」とうたわれておまして、このことをもって目的であるというふうに理解をいたしております。

○議長（藤浦誠一）

26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

ではこの法律で、一般用電気工作物と自家用電気工作物に分けられておりますけれど、どのようなものを一般用または自家用電気工作物というのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

まず、電気工作物は一般用電気工作物と事業用電気工作物に分かれております。この事業用電気工作物は、電気事業用電気工作物と自家用電気工作物に分けられております。一般用電気工作物とは一般家庭や商店など電力会社等から600ボルト以下は主に100ボルトまたは200ボルトでございますけれども、こういった電圧、いわゆる低圧で受電して電気を使用する設備となります。また、自家用電気工作物は、電力会社等から600ボルトを超える電圧、いわゆる高圧でございますが、これで受電して電気を使用する設備となります。これについては概括的には、ビル、工場等の発電、変電設備、需要設備等が該当するものでございます。

○議長（藤浦誠一）

26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

自家用工作物が電力会社から600ボルトを超える電圧、高圧で受電する設備と言われておりますけれども、間違いはないですか。その定義が間違いはないですか。なぜかという用語の定義を見ておると自家用電気工作物は最大電力500キロワット以上の需要設備というふうにならわれておるんで、その辺がちょっと微妙に違うからですね、キロワットとボルトの違いなんですけれどもね。それは高圧でということだけは承知していますからいいですけど、ただ用語というのは全部法律で決められておりますので、ちょっと気になりますので、恐らく言われるとおり高圧は、自家用電気工作物だと思いますけれども。では、一般用電気工作物の電気工事に必要な資格は何が必要とされておりますか。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

一般用電気工作物の電気工事の資格といたしましては、第1種電気工事士または第2種電気工事士の資格が必要でございます。

○議長（藤浦誠一）

26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

自家用電気工作物の電気工事に必要な資格は何が必要とされておりますか。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

自家用電気工作物の電気工事の資格といたしましては、第1種電気工事士の資格が必要となっております。

○議長（藤浦誠一）

26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

現在、飯塚市で自家用電気工作物の対象施設はどのようなものがありますか。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

本市におきましては、各小中学校や保育所、ポンプ場、それから庁舎等の高圧で受電して電気を使用する施設等が該当いたします。

○議長（藤浦誠一）

26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

多くの市の施設に自家用電気工作物があるわけでありましたが、それぞれ対象の施設の業務を發

注する際には、電気工事業の業務の適正化に関する法律に従って資格を持つ業者に業務を発注していると思いますが、資格の確認はどのように行っておりますか。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

指名願の受付日におきまして登録する技術者の第1種電気工事士、第2種電気工事士の資格証等の写しの提出を求めています。また、工事や修繕で自家用電気工作物が対象となるものを発注する場合につきましては、第1種電気工事士の資格が必要となりますことから、改めてこの資格の有無を確認し発注を行っているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

では、建設業法第3条第1項の許可を受けて、建設業の許可を受け建設業を営むもので、電気工事をみずから行う場合は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項のみなし登録の手続が必要とされておりますが、その確認はどうされておりますか。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

この確認につきましては、登録窓口でございます県の商工部工業保安課高圧ガス電気係に本市の指名登録希望業者について、登録をしているかの照会を行いまして、登録時の漏れがないか、また5年ごとの建設業許可の更新等の際に更新漏れがないかなどを確認いたしまして、更新手続を忘失しているなどの業者につきましては、手続を行ってもらうように文書を送付いたしまして、窓口である同部署を案内いたしたところでございます。今後もこの漏れがないように、定期的に業者には指導を行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（藤浦誠一）

26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

質問をいたしまして、適切に電気工事の業務発注が行われていることが確認できました。今後も資格を確認して保全のため保安のため、取り組んでいただきたいと思います。以上で一般質問を終わります。

○議長（藤浦誠一）

本日は議事の都合により、一般質問をこれで打ち切り、明3月6日に一般質問をいたしたいと思っておりますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2時43分 散会

◎ 出席及び欠席議員

( 出席議員 27名 )

1番	藤浦誠一	16番	吉田健一
2番	佐藤清和	17番	福永隆一
3番	瀬戸光	18番	城丸秀高
4番	兼本芳雄	19番	松延隆俊
5番	光根正宣	20番	上野伸五
6番	奥山亮一	21番	田中博文
7番	川上直喜	22番	鯉川信二
9番	明石哲也	23番	古本俊克
10番	秀村長利	24番	森山元昭
11番	永末雄大	25番	勝田靖
12番	田中裕二	26番	道祖満
13番	守光博正	27番	坂平末雄
14番	江口徹	28番	平山悟
15番	梶原健一		

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 井 桁 政 則

議会事務局次長 許 斐 博 史

議事総務係長 岩 熊 一 昌

書 記 山 本 恭 平

議事調査係長 太 田 智 広

書 記 伊 藤 拓 也

書 記 今 住 武 史

◎ 説明のため出席した者

市 長 片 峯 誠

副 市 長 梶 原 善 充

教 育 長 西 大 輔

企 業 管 理 者 石 田 慎 二

総 務 部 長 安 永 明 人

行政経営部長 倉 智 敦

市民協働部長 森 口 幹 男

市民環境部長 中 村 雅 彦

経 済 部 長 諸 藤 幸 充

福 祉 部 長 山 本 雅 之

都市建設部長 今 井 一

教 育 部 長 久 原 美 保

企 業 局 長 實 藤 和 也

国際交流推進室長 原 田 一 隆

都市施設整備推進室長 藤 中 道 男

環境施設等広域化担当次長 永 岡 秀 作

公営競技事業所長 山 本 康 平

福 祉 部 次 長 石 松 美 久

都市建設部次長 堀 江 勝 美